

「第6回青森県原子力政策懇話会」議事録

日 時：平成16年7月13日(火) 13:00～16:30

場 所：ホテル青森 3階 「孔雀西の間」

- 〔出席委員〕林委員(座長)、田中(知)委員(座長代理)、久保寺委員(座長代理)、
植村委員(代理：西崎青森県漁業協同組合連合会副会長)、鎌田委員、
北村委員、笹田委員、田中(久)委員、種市委員(代理：神青森県農業協同組合
中央会副会長)、田村委員、月永委員、築田委員、山本委員
- 〔欠席委員〕遠藤委員、小川委員、小林委員、佐々木委員、菅原委員、田中(榮)委員、
宮田委員

1 開 会

【司会(三上原子力施設安全検査室長)】

ただいまから第6回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。
はじめに、三村青森県知事よりご挨拶を申し上げます。

2 知事あいさつ

【三村知事】

本日は、青森県原子力政策懇話会委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先月28日に開催いたしました第5回懇話会では、日本原燃株式会社から六ヶ所再処理施設のウラン試験の概要と試験時に発生が予想されるトラブルなどへの対応等について、原子力安全・保安院からは六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会の検討状況等について、また私も青森県からはウラン試験に係る安全協定書素案についてご説明を申し上げたところであります。

本日は、これらに係るご意見を伺うこととし、委員の皆様並びに関係機関各位のご理解・ご協力の下に第6回目の青森県原子力政策懇話会を開催させていただいたところであります。

この間、一部の委員におかれましては、7月4日に日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場への技術協力及び同社社員の運転操作に係る実地訓練の受け入れをされております核燃料サイクル開発機構東海事業所の再処理施設現場を視察していただきましたが、私も前日に同施設を現場視察し、施設の稼働状況や保守管理体制を確認してきたところであります。

皆様からのご意見・ご提言は、県民の安全、そして安心を第一義とする県の原子力行政に生かして参りたいと考えておりますので、委員の皆様方には東海事業所の現場視察等も踏まえ、六ヶ所再処理施設のウラン試験に係る安全協定書素案等について幅広い観点に立った忌憚のないご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

【司会（三上原子力施設安全検証室長）】

それでは、これからの議事進行は林座長にお願いしたいと存じます。よろしく。

【林座長】

委員の皆様、本日も一つよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは本日の出席者につきまして、事務局より紹介をお願いいたしたいと思います。

（出席者紹介）

【司会（三上原子力施設安全検証室長）】

まずはじめに、懇話会委員におかれましては委員 20 名のうち、本日は 14 名の委員の方々にご出席いただき予定でしたが、急遽、田中榮子委員が風邪のため出席できない旨連絡がございました。

それではご出席の委員 13 名の方々を紹介させていただきます。

座長の林委員でございます。

植村委員の代理の西崎様でございます。

鎌田委員でございます。

北村委員でございます。

久保寺委員でございます。

笹田委員でございます。

田中久美子委員でございます。

田中知委員でございます。

種市委員の代理の神様でございます。

田村委員でございます。

月永委員でございます。

築田委員でございます。

山本委員でございます。

次に、国等からの出席者をご紹介します。

内閣府原子力委員会から、森本企画官でございます。

同じく隅谷上席科学技術政策調査員でございます。

経済産業省原子力安全・保安院から井田審議官でございます。

同じく坪井核燃料サイクル規制課長でございます。

同じく梶田統括安全審査官でございます。

同じく堀再処理審査検査係でございます。

経済産業省資源エネルギー庁から櫻田核燃料サイクル産業課長でございます。

同じく鎌田原子力産業立地対策室長でございます。

同じく松川青森原子力政策企画官でございます。

核燃料サイクル開発機構から大島東海事業所長でございます。

同じく杉山副所長・再処理センター長でございます。

同じく山本再処理センター技術部次長でございます。

続きまして、事業者側の出席者を紹介いたします。なお、時間の関係もありますので、各事業者の代表者の方のみご紹介させていただきます。

電気事業連合会から伊藤専務理事でございます。

日本原燃株式会社から兒島代表取締役社長でございます。

なお、県側からは三村知事、蝦名副知事、高坂環境生活部長、北窓健康福祉部長、関商工労働部長、天童特別対策局長が出席しております。よろしくお願いいたします。

3 議 事

【林座長】

それでは次第に従い、議事に入りたいと思います。

本日の議題につきましては、6月28日開催の第5回懇話会において議題としました六ヶ所再処理施設のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等への対応について、及び六ヶ所再処理施設のウラン試験に係る安全協定素案についての二つであります。

先ほどの知事のご挨拶にもございましたが、この議題につきましては第5回懇話会において日本原燃株式会社から六ヶ所再処理施設のウラン試験の概要と、試験時に発生が予想されるトラブル等への対応等につきまして、原子力安全・保安院から六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会の検討状況などについて、また、県からウラン試験に関わる安全協定書素案について、それぞれ説明を受けたわけではありますが、本日はこれに対する質疑及び意見交換をしたいと思います。

ここで議題1の意見交換に入る前に、ご案内の議題にはありませんでしたけれど、核燃料サイクルコストの比較等につきまして、資源エネルギー庁、内閣府、電気事業連合会から説明がございます。

なお、この説明に対する質疑等につきましては、議題1の中で行いたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

それではまず資源エネルギー庁からお願いいたします。

(核燃料サイクルコストの比較等について)

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

資源エネルギー庁の核燃料サイクル産業課長をしております櫻田でございます。前任の細川の後を受けまして、6月22日に着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

青森県の皆様におかれましては、常日頃から原子力政策に対するご協力を賜っております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

早速でございますが、核燃料回収コストの試算について、お手元の資料で、今日配布されている資料の参考資料の1というのがございますが、こちらに基づきましてご説明をいたします。

最初のページに、事実関係が時系列的に書いてございます。何が起きたかということを手簡にまとめたものでございます。今年の3月17日の参議院の予算委員会、国会でございま

すが、こちらの場で福島瑞穂議員から「使用済燃料を再処理しない場合のコストについていくらか。」という趣旨のご質問がありまして、当時のエネ庁の長官が「再処理しない場合のコストというものを試算したものはございません。」と、こういう答弁をしたところでございます。しかしながら、後ほど発見された直接処分の費用を過去に試算したという資料があったんですけれども、この資料の存在をこの答弁をした当時には認識はしていなくてこういう答弁をしてしまったということでございます。

(3)でございますけれども、先週末と書いてありますが、すみません、7月1日でございますけれども、7月1日に新聞社の方から、平成6年に試算した資料があるのではないかと、こういう連絡がございまして、取材を受けて、課内で再度調査をいたしましたところ、平成6年2月の審議会、これは総合エネルギー調査会の原子力部会でございますが、この原子力部会の作業グループというのを作りまして、そこで議論をするために参考資料として作った資料が存在するということが発見されました。これはお手元の資料の、2枚めくっていただきますと、平成16年7月5日という日付のペーパーがございまして、ここから後ろは全て7月5日に当省がプレス発表をした時に用いた資料でございまして、この資料の、また2枚めくっていただきますと、別添1というふうに書いてございます。ここから右下にページ番号が手書きで書いてございまして、この手書きのページ番号で申し上げますと、1ページから5ページ、こういう資料が発見されたということでございます。この資料を議論していた原子力部会の当時の議論は、最終的には、その次のページの6、7、8というところでございますけれども、原子力部会の中間報告書というものが平成6年6月にとりまとめてございまして、ページ7のところと環境のところを抜き出して書いてございまして、そこにはございますように、最終処分費の見積もりが不透明だという結論が得られているということだったようでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、1の(5)でございますが、この平成6年の試算とは別の平成10年の試算があると、こういうことも報道されてございます。こちらの10年の試算の方は当時の通産省が行ったものではございまして、財団法人原子力環境整備センターというところが行った試算でございました。また、核燃料サイクル全体を見据えた試算ではございまして、廃棄物処分の部分だけを取り出して議論してみた、計算をしてみた、というものであります。

いずれの資料、この2つとも原子力委員会にご提出し、先週の定例会議でご報告申し上げたところでございます。

ページを1枚めくっていただきまして、2として本件についての資源エネルギー庁経済産業省の考え方、今後の対応について4点まとめてございます。一つ目は、核燃料サイクル政策についてどう考えるかということでございますけれども、エネルギー基本計画というのがございまして、昨年の10月に閣議決定された基本的な考え方でございますが、この中で掲げておりますとおり、核燃料サイクル政策を国の基本と位置付けて着実に推進して参りたいというのが私どもの姿勢でございます。

二つ目は、国会答弁、3月17日に長官が行った答弁についてでございますが、答弁をした当時、過去10年前の試算の資料の存在を認知していなかったということではあります、

不正確な国会答弁を行ってしまったということは事実でございますし、また、その結果、国民の方々、青森県の方々、多くの方々に誤解を与えることになり、大変ご迷惑をおかけしてしまったということでございます。申し訳ないというふうに思っている次第でございます。

三点目、この資料自身の取り扱いでございますが、先ほど申し上げたとおり、これを公表し原子力委員会にもご提出申し上げたところでございます。

最後のところは原子力委員会の方で、今、長期計画の策定作業というものが行われているわけでございますけれども、この中での議論に対する我々の協力の仕方でございます。長期計画ですから、経済性とかコストといった問題のみならず、幅広い視点で原子力政策についてご議論が行われるというふうに理解をしております。その中においてもコストの問題もかなり高い関心が示されているということでございますので、コストの比較を原子力委員会で行うというようなことになりましたら、今回見つかった資料についての検討も行われるのかもしれない。その場合には、私ども、この資料の数字の意味というのがどういうことなのかということも含めて、この資料だけではよく分からないところもございまして、関連の資料があるのか無いのかということも含めてもう少し調査をしておりますが、いずれにしても必要な資料の情報を提供するというを通じて、原子力委員会の中でオープンな議論がきちんとした情報の元に行われるということに対する協力を積極的にきちんと行って参りたいというふうに考えている次第でございます。

以上、簡単でございますが、資源エネルギー庁の方からのご説明を終わります。どうもありがとうございました。

【林座長】

次に内閣府からお願いいたします。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

内閣府原子力委員会事務局の企画官をしております森本でございます。よろしくお願いいたします。

常日頃から青森県の皆様、そして原子力政策懇話会の委員の方々には大変お世話になっております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、お手元の参考資料2に基づきまして、原子力委員会事務局の方からご説明をしたいと思います。

今、資源エネルギー庁の方から過去の試算についてご報告があったわけでございますが、我々の方でも過去の原子力長期計画の策定作業において、コスト分析等をやっていないかということ調べた結果でございます。資源エネルギー庁が先週原子力委員会の定例会で報告をした際に、併せて我々の方も報告をしております。

これは、平成6年の原子力長期計画を策定する際に、第2分科会というところの検討の場で、OECD/NEA、これはフランスにあります経済協力開発機構の機関でございますが、そこが当時まとめましたレポートの内容について、そのコスト比較に係る分析を行ったものでございます。具体的には添付資料の1、1枚めくっていただきまして右肩に別添1、資料

第 14 の 7 号というのがございます。当時、この分科会は一般の審議会ルールに従って、これは非公開でございますが、従ってこの資料についてこれまで公開されていなかったのを併せて報告したものでございます。

この OECD / NEA のコスト比較を標準ケースとして、その中にいくつかのコスト要因がありますが、それに変化を加えてみて、どのようなコストに影響を受けるかと、どういう影響を与えるか、いわゆる感度分析というものを行ったものでございます。従って、コストを独自のデータに基づいて行ったものではなく、OECD / NEA のレポートの分析というものでございます。

なお、この分科会の最終の報告書が別添 2、資料の一番最後に関連部門の抜粋を添付しておりますが、この二つ目のパラグラフにアンダーラインを引いたところにあるように、国の状況等によって大きく異なるので厳密な比較は困難という形で、後半に国際機関のレポートを引用した形となっております。

なお、現在と言いますか、先月から新しい新計画、新長期計画の策定の作業に入り、策定会議を既に開催させていただいております。その場におきまして、本件、あるいは原子力政策の基本となるべきことについて、オープンな場で徹底した議論を進めていきたいと事務局としては考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

【林座長】

最後に、電気事業連合会からお願いいたします。

【電気事業連合会 伊藤専務理事】

電気事業連合会専務理事の伊藤でございます。青森県の皆様には平素から私どもの原子燃料サイクルに対しまして、多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

それでは私どもの今回の原子燃料サイクルの経済性に関する過去のケーススタディの公表につきましてご説明させていただきます。

その内容は参考資料の 3 のとおりでございますが、少し補足を加えながらご説明をさせていただきます。

まず、この度の公表の経緯でございますが、今回の経済産業省におきます直接処分コスト試算に関する一連の報道を踏まえまして、私どももこれまでの内部の議論、検討などにつきまして遡って確認を行いました。その中で、平成 6 年度から 7 年度にかけて、原子燃料サイクルコストについて各電力会社の原子力部門の課長クラスで構成される検討会がございまして、そこで直接処分を含むケーススタディを行っていたことが分かりましたので、皆様のご関心の高いこともございますので、7 月 7 日に公表させていただいたものでございます。

ここで当時の電気事業連合会の組織についてご説明をしたいと思います。一番上位の会議体が各電力会社の社長で構成する社長会でございます。その下に副社長会、更にその下に原子力部門の役員クラスの会議体がございます。申し上げました検討会と言いますのは、そ

の下での会議、検討会でございまして、調べましたところ、今回行ったこのケーススタディは原子力部門の役員クラスの会議体へ報告されておりませんし、ましてや副社長会とか社長会にも報告されておりません。そういうことから、このケーススタディは私どもの全くの内部的な検討だと、こういうふうに思っております。

また、このケーススタディは、当初原子力のバックエンドの経済性などについていろいろな議論がある中で、当時海外で検討されていた使用済燃料の直接処分技術が仮に日本でそのまま適用するもの、こういう非常に多くの不確実な前提の下でなされたものでございまして、その検討の精度の面からもバックエンドの選択肢の比較結果として公表するような性質のものではなかったと認識しております。

従いまして、私どもといたしましては決して隠したというつもりではなくて、新聞報道で試算隠しとされたことは誠に残念に思っている次第でございます。

公表の経緯につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、少し私どもの原子燃料サイクルに関する基本的な考え方を述べさせていただきたいと思っております。

原子燃料サイクルにはエネルギーセキュリティの確保とか環境負荷の低減の他に、私どもの火力発電所で使用する石油など、化石燃料の購入時の価格競争力、いわゆるバーゲニングパワーでございますが、このような定量化できないメリットもございまして、我が国が資源小国、島国といった状況を踏まえすと、こうしたメリットも考慮し多面的・総合的に判断をした上で再処理路線を選択しているものと認識しております。

この位置付けは、これまで8回にわたり改定されました原子力長計や、昨年10月に閣議決定されましたエネルギー基本計画においてもその都度確認されているところでございまして、今後とも変わらないものと考えております。

こうした我が国のエネルギー政策の下、昭和59年に青森県六ヶ所村にサイクル施設の立地を申し入れさせていただき、以来地元の皆様のご理解・ご協力の下、20年の歳月をかけて再処理工場の準備を進め、ほぼ完成の段階まで来ているところでございます。

私どもはこの5月に全電力会社の社長により六ヶ所再処理施設の操業に向けて、電力業界が一丸となって、不退転の決意で取り組んでいくことを再確認し、満場一致で決議もしております。

今後、我が国のエネルギー政策に沿って安全、品質の確保を最優先に、六ヶ所村を始め青森県の皆様のご理解とご協力を賜りながら、業界一丸となって六ヶ所再処理工場の操業に向けウラン試験などの工程を粛々と進めて参りたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【林座長】

それでは議題1の六ヶ所再処理施設のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等への対応について、及びただいま説明がありました内容について質疑・意見交換を行いたいと思っております。

意見交換に入る前に、この度6月30日付けで日本原燃株式会社の社長に就任されました

兒島社長から私に対しまして、この場をお借りしてご挨拶をしたいという申し出がございましたので、兒島社長さん、ご挨拶よろしくお願ひしたいと思います。

【日本原燃(株) 兒島代表取締役社長】

ありがとうございます。

このたび、前任の佐々木の後を引き継ぎまして日本原燃の社長を拝命いたしました兒島でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私どもが青森県にサイクル事業の立地をお願いいたしましたから、既に20年が経ちました。そしてその間にウラン濃縮工場を始めとするいくつかの施設が順次操業を開始させていただいております。そして更にその中核であります再処理工場も操業まであと一歩というところまで参ったわけでありまして。これはひとえに三村知事様、委員の皆様、県ご当局の皆様、そして県民の皆様のご理解とご支援の賜でありまして、この場をお借りして心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

サイクル事業を巡りましては、ここに来ていろいろなご意見が出てきておりますが、私どもといたしましては国のエネルギー政策に基づきまして、計画に沿って着実に進めて参ることが使命であると認識をいたしております。

私はこれからサイクル事業の現場を担う責任者として、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。今後の事業運営に当たりましては皆様にお約束をいたしました5項目の事項、並びに品質保証体制の改善策を着実に推進して参ります。

このような活動を推進していく上でも、今後のウラン試験の実施に当たりましては何よりも安全を最優先に取り組んで参るとともに、日々の運転状況なども積極的にお知らせするなど、情報公開に努めて参ります。

今後予定しておりますウラン試験は、再処理工場の機能・性能を確認すると同時に、これまでの化学試験と同様に機器、設備の不具合を徹底的に洗い出すことが大きな役割と考えております。また内外の再処理工場の事例を見ましても、トラブルは起こりうるものと十分に心して取り組むこととし、発生した際には適時的確に対応し、県民の皆様には速やかに、そして分かりやすくお知らせして参ります。

また、当社からの説明だけではなく、県民の皆様のご意見も伺う活動などにも力を入れ、双方向の理解活動を進めて参りたいと考えております。

最後になりますが、三村知事様、委員の皆様、県ご当局の皆様、そして県民の皆様におかれましては、引き続きサイクル事業に対しまして格別のご指導とご支援を賜りますよう、重ねてお願ひ申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(1)核燃料サイクルコストの比較等について

六ヶ所再処理施設のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等への対応について

【林座長】

それでは議題1の六ヶ所再処理施設のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等への対応について、質疑、意見交換を行いたいと思います。

ここで議事の進め方について各委員にお願いしたいと思います。まずはじめに、前回の第5回の懇話会で説明のあった内容、及び先ほど説明がございました核燃料サイクルコストの比較等についての質疑をお願いしたいと思います。質疑はできれば手短にお願いしたいと思います。その後、各委員からもご意見をお伺いしたいと思います。なお、この場合、内容によっては委員同士の活発な意見交換も是非お願いしたいというふうをお願い申し上げたいと思います。

また、休憩は必要に応じて、途中 10 分ぐらい取りたいと思っております。ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは質疑を行いたいと思います。ご質問の方は挙手をお願いします。

最初に山本さんから手が挙がりましたので、どうぞ。

【山本委員】

山本ですが、いわゆる、コストの問題について質問をしたいと思います。この問題は新聞報道で私も知りましたが、青森県民だけでなく、全国の原発に関する県民、国民に相当なショックを与えるような報道であったと思うし、非常に青森県民として非常に看過できない、そういう問題だと私は思っております。

日常からこの原子力施設、あるいは政策の問題については、既に私どもも事業者に対しては徹底した情報公開を求めて参りましたし、事業者側の方も事機会あるごとに情報公開を徹底するという、そのことを枕詞にしてきたんだろうと思います。

しかしながら、この状況を見ますと、やっぱり都合の悪いことはひた隠しをするということがありありと現れているのではないかと。それも、一か所であればいいけれども、次々次々と同じようなことが出てくるようになると、果たして我々としては何を誰を信頼していいのかと。もう原子力施設の安全性以前の問題になるんです、これは。

そういうようなことで、バックエンドコストの関係については、まず最初に資源エネルギー庁がそういうことを隠していたということが分かって、そこだけで済むのかなと思ったら原子力委員会もそうであった。それから電気事業連合会も、実はそれは社長会でなくて会社の会議体として一番下部のところまで話をしたというふうな、そういう責任逃れのように説明をしていますけれども、これは非常に、本当にその体質がやっぱり私は問われると思うんですよ。本当の意味で、本当に原子力政策というものを国民にきちんと理解をし信頼を得られると、そういう関係を醸成するためには、やはりいいものも悪いものもそのとおりそのまま生で出して説明をし、そしてお互い議論をして、そういうことが信頼の醸成につながると思うのですよ。それが全く無い。非常に残念でありますけれども、今までいろいろ議論を重ねて私どもも参りましたけれども、このことをまた新たにできたことを考えると、これはもう信頼の関係は以前に遡ってしまう。そういう思いを私だけでなく今の青森県民は思っているんじゃないかと思うんですよ。このことが払拭されない限り、次には進むにしてもかなりの問題が出てくるのではないかと思う。

そういうことで、非常に、何を私どもは信頼をしていいのか。まずあなた方の体質を変えてもらわないと、まじめに議論をできるような状態でないということを改めて私は証明して

おきたいと思います。

それと関係するんでしょうけれども、バックエンドのコストの関係もあってかどうか分かりませんが、これもまた最近の報道によりますと、国がサイクル政策の見直しをするというような報道が頻繁になされている。これは今の6月29日の東奥日報で報道されましたけれども、電力関係者の話ということで、通産省内部に再処理を止めようという勢力があると。それも中枢の官僚達だと。国が前面に立って国策を変えるというのなら分からないのでもないが、その電力業界が青森県を説得すべきだということを言っている。これが本当だとすれば、まず青森県として、果たして今まで日本原燃さんも含めて、今、せっかくこれからきちんと会社が立ち上がって、さてこれから再処理事業をまじめに行おうとしていることに対して、非常に水を差す。本当だとすれば、問題だと思うので、まずこのことが本当なのかどうか、そして国として本当に再処理事業を推進をする気があるのか無いのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

【林座長】

今のご質問にお答えできますか。はい、どうぞ。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

資源エネルギー庁でございます。

今、大きく分けて二つのご質問・ご意見があったかと思えます。二つ目の方、すなわち核燃料政策、サイクル政策を見直しをするという報道があったが、これは本当かと、こういうご質問だと思いますが、私ども、このような核燃料サイクルコストの問題があって、何度か大臣も含めて我が省の中核幹部が記者会見を行うというようなことをやってございますけれども、その中で一貫して申し上げておりますが、私どもの核燃料サイクル政策に関する基本的な考え方というのは、昨年の10月に閣議で決定されたエネルギー基本計画、これに沿った形で進めていくということございまして、この中には原子力発電を国の基幹電源とする、基幹というのは基になるということございまして、ベースにするという、そういう政策と共に、核燃料サイクル、これを基本とするというのが基本的な考え方として書かれているわけございまして、核燃料サイクルをきちんと着実に推進して参りたいというふうに私ども今考えているわけでございます。

いろいろ報道がございましたけれども、現時点で私どもはそうように考えているというふうにご理解をいただければと思います。

従いまして、この核燃料サイクル施設を立地している青森県、六ヶ所村の皆様におかれましては、昭和59年の当初からもう20年以上にわたって大変なご協力をいただいて、あるいはご理解をいただいて参っているということだと思っておりますし、引き続きご理解・ご協力を賜りたいというふうに思っている次第でございますが、そういう皆様の中に今回の件で不信感、あるいは非常に混乱を招いてしまったということは大変反省すべきだと思っております。これを払拭していくということをするためには、常にも増して情報公開ということをお

きちんと行っていくことが大事だろうと思っております。

私ども、情報公開法が施行されて以来、特に国の審議会の件につきましては会議自身を公開するとか、資料を公開する、議事録・議事概要を公開するという基本方針の下でやってきておりまして、最近におきましては決してこういう資料を隠すということは無いと認識して自認しているところでございますが、当時はこの資料、試算をして議論をした会合自身は非公開で行われていたという事情もあったかと思っておりますが、この資料の存在がなぜ出てこなかったかということにつきましては、先ほどご紹介しましたプレス発表の資料の中にもございますけれども、当時の審議会の最終的な結論の中に書いてございますように、最終処分費というものの見積もりがなかなか難しい、不透明であるといったことから、数字を比較すること自身が困難だと書いてございまして、そういうこともあって、要するに、これを基にして議論をするに価しないという評価が行われたのではないかと考えておりますし、従ってこれを公表することによって何か不都合が生じるから公表しないとか、そういうようなことではなかったのではないかと考えている次第でございます。

それから繰り返しになりますが、今年の3月に国会で長官が答弁をした際にはこの資料の存在を長官、それから答弁作成をした課長を含めて認知していなかったということがございまして、決して故意に資料の存在を隠そうという意図があったというわけではないということとはご理解いただきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、結果として間違っただい言いますか、不正確な答弁を行ってしまったということで、多くの方々にご迷惑をおかけしたということもございまして。国会に対しても大変申し訳なかったということもございまして、大臣から長官以下全部で3人の当時の関係者が処分をされたということもございまして。そういう形で私ども責任を痛感し、今後、この原子力政策という重要なものを、国民の皆様や地元の皆様のご理解を得ながら進めていくということが大前提であるということで、そのための議論をきちんとオープンに行っていただくために、きちんと情報はしっかり提供をしていくと開示していくということを常にも増して徹底して参りたいと考えている次第でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

内閣府の原子力委員会事務局でございますが、今、山本委員からご指摘がありました点、特に国民の信頼ということに関して、我々も非常に痛感をしているところでございます。

それで、先ほども私ちょっと申し上げましたが、まさに原子力の基本政策を定める長期計画の議論こそオープンな場で資料も全て公開をしてきちっとした議論をすべきというのを我々も痛感しているところでございまして、現在この長期計画の策定のための作業を進めているところでございます。その中で、特に核燃料サイクル政策についても経済性のみならずエネルギー安定供給の観点、あるいは地球環境負荷低減等の基本的な考え方を含めて幅広く議論を進めていただきたくべく委員の方々にもお願いをし、やっているところでございます。

【林座長】

先ほど田中委員が挙手ございましたけれど、どうぞ。

【田中(知)委員】

先ほど三つのコスト比較の話があったんですが、それについて明快なご回答をお願いをしたいと思います。

実は私、昨年未ぐらいから電気事業分科会のコスト等検討小委員会というのがございまして、その委員でございました。そこでバックエンドコストを本当に時間が無いにしても、かなり精力的にその当時の最近の最高のデータと方法を用いてバックエンドコストを出しまして8兆円というような数字をはじき出したところがございますが、その時は本当によほどの、繰り返しになりますが高次のデータと評価方法を使って行ったということで、その結果に対してはそれなりの自信も持っているところであるわけです。

それに対しまして、今回あったという三つの試算は計算のレベルとか評価の精度、それらに対してコスト等検討小委員会で行った物と比べてどんなものなのかということを知りやすく説明いただけたらと思うのですが。

【林座長】

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

資源エネルギー庁でございますが、田中先生にはコスト等小委員会で大変お世話になりましたとありがとうございます。

今、ご質問をいただきましたので、資源エネルギー庁の方で発見された当時平成6年の試算値について、どういう位置付けなのか、どういう評価ができるのかということについて少しご説明をしたいと思いますけれども。

最終的な審議会での結論というのは、先ほど申し上げましたように、最終処分費のところはどうも前提がなかなか難しく費用の見積もりが難しい、不透明であるということになったと申し上げましたが、プレス発表の資料の右下のページ番号で言いますと3ページのところなんですけれども、コスト試算の前提と書いてございますが、例えばのところを見ていただきますと、高レベル放射性廃棄物の処理処分コストと必ずしも正確にコストの見通しが立てられないコスト要素についてはOECD等の国際機関のデータ等の中の最も高めの数値を採用することとしたという記述がございまして、それからのところを見ますと、高レベル放射性廃棄物以外の放射性廃棄物処分コスト、これは試算に含めた例が見られないので、高レベルのコストよりも低減と考えられるが、この試算では保守的に見積もるために高レベルと同じコストと仮定をしたとか、こういう感じで試算されていたようでございます。

これだけでもよく分からないところがございまして、実はもう少し詳しい前提、あるいはなぜこの前提条件にしたのかという理由付けについて、関係の資料が無いのかどうかということも含めて引き続き内部で調査をしているところでございます。

それから、ここには明確には書いてございませんが、表をご覧いただくと内訳が書いてございますけれども、今年のコスト等小委員会の方でおまとめいただいた費用の中では、コストの中では使用済燃料を中間貯蔵していくという方策についても一応考慮した形になってございますが、この時点ではそこが考慮されていなかったとか、様々な前提条件の違いがございまして、現時点でこの当時の、平成6年時点の試算値を使って議論をすることが本当に適切なのかどうかという観点からすると、当時においても非常に不透明だということで採用されなかったわけでございますし、また現時点から見てもどうなのかということは、ちょっと軽々には申し上げにくいところでございますが、引き続ききちんと精査をして評価をして、その結果は原子力委員会にもご報告申し上げるし、また公表をして関係者の方々にもご説明して参りたいと考えている次第でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【電気事業連合会 伊藤専務理事】

電事連からも一言、よろしゅうございますか。

精度の件でございますが、18.8兆円を出したのは、今、先生がおっしゃいましたように相当の精度を持って私どももやったものでございまして、当時、平成6、7年にやった試算というのはまさに私企業の中の内部的な勉強ということで、前提条件なども海外のものと同じとか、非常に粗いものでやっておりますので、コスト等検討小委員会で18.8兆円出されたその精度とは全く違うものと認識しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

内閣府でございますが、お手元の参考資料2の中で、右下のページで5ページを打っているところがございます。ちょっとここだけご覧いただければと思ひます。一言で終わります。

当時、平成6年の第2分科会で議論をしましたのは、この5ページに挙げてあります、OECD/NEAの国際機関が作ったレポートの中の、ここにいくつかのコスト要因がありますが、加工と再処理と処分、これがそれぞれ3倍または5倍になった時に最後の数字がどのようになるかというレポートの分析をやったものでございますので、OECD/NEAのレポート自体はきちっとした計算をやっていると思ひますが、独自のデータが無いという意味で精度の次元ではなくてこのレポートの分析をやったという意味で性格が違うということです。ありがとうございます。

【林座長】

どうぞ、笹田委員。

【笹田委員】

私は今回の新聞報道を見て非常にびっくりしたわけでありますけれども、これを見ますと朝日新聞の一面に、7月3日だと思えますけれども出ておりましたけれども、参議院の予算委員会で直接処分の費用に関する質問があって、それに対して当時の資源エネルギー庁長官が、再処理しない場合の試算は無いと答弁をしたと書かれているわけです。試算が無いというふうに断言をしているわけですから、このことについてはやっぱり重大な問題なのではないかと。試算が後になってあったと。その精度について問題にしているのではなくて、試算があったということなのですから、これはやっぱり重大な問題なのではないかと。その試算の中身の問題は別として、試算があったということが資源エネルギー庁の会議の場でも、あるいは原子力委員会の方の会議の場でも、あるいはまた電事連の方にも試算はあったと。現在の核燃サイクルの方にも試算はあったということですから、これは試算が、再処理しない場合の試算は無いという、これは政府の答弁だったと思います。

このことについて、私達はどういうふうに解釈をしていったらいいのか。これは全く、言ってみれば虚偽の答弁なのではないかと思えます。知りませんでしたで済まされないのではないかなと。何人の方が処分をされたということでありますけれども、そういうことではこの国の国策についてずっと青森県は協力をしてきているわけですし、重要な問題について判断をしていくという際に、国及び事業者の言っていることが本当に県民は信頼できるのかと。この新聞記事が本当であれば信頼できないのではないかと思えます。

そういう意味で、県民の信頼を回復するには、まず第一に国に対して私は情報公開、ちゃんと県民に対して、あるいは国民に対してもそうでありますけれども、情報を開示するべきではないかと思えます。

その中身は平成6年の2月4日の第4回総合エネルギー調査会原子力部会核燃料サイクル及び国際問題ワーキンググループの第4回の会議の議事録、議事概要というのがあるはずでありますから、それが見つかったということでありますから、それについてやはりきちんと公開をして、どういう議論がされたのかということについてやっぱり県民に対して明らかにしてもらいたい。

それから同じように、2月10日に原子力委員会の方でも議論をされているようですから、そのことの議事録についても公開をしていただきたい。これは昨日の県議会の全員協議会を傍聴させていただきましたけれども、その場でも強く言われておりますから、まずそういう会議があって試算がされていたということでありますから、その中身の精度は別として公表をするのがまず第一義ではないのかと。

私どものこの懇話会での議論、そのことが大きく左右されると思えますので。試算があったにも関わらず試算はありませんでしたと断言をした、それが事実ではなかったということですから、そのことをまず明らかにして、県民に対して明らかにしてからでないかと中身の方にいくら、私どもが委員として中身について議論をするべくこの1か月弱の間勉強をしてきましたけれども、こんなふうではとても中身に入って議論ができないのではないかという気がしているところであります。

それはなぜと言いますと、私のところにあるところから送られてきた、まだ公表されてい

ない2月4日の議事概要があるわけです。その中を見ますと、明らかに資源エネルギー庁の課長が当日2月4日の午後2時からの会議において、参考資料、資料1から資料6について説明をされているわけですね。その中の資料4に核燃料サイクルの経済性試算についてということではっきりと謳っているわけで、そのことについても13人の委員の方と核燃料開発事業団の方2人と、それから事務局、課長以上の方でも5人の方が入って議事を行っているわけです。その中で、例えば提案をした資源エネルギー庁の課長が、「経済性の公開について詳細な計算はさておき、発電原価ぐらいいは出さなければならぬと思う」と。「いずれにしても詳細な数値については電事連と協議をするつもりでいる」と言っておられるわけですし、また電力会社の代表の委員の方は、「電力は公益事業であり、核燃料サイクルコストについても試算を公開すべきだという意見には同感をしている」と。「しかし、もし本当にこの試算が発表をされ、それが非常に割高である場合、サイクル事業が成り立たなくなるような数字が出てくる可能性がある」と、こういうふう述べているわけです。

また、原産会議の代表の方は「いわゆる、ワンスルーについてももう少し突っ込んで議論をしてもいいのではないか」と言っておりますし、また大学教授の方は「再処理事業の商業化を図るのであれば、コスト評価は非常に重要である。割高であればコスト低減に努め、なおかつ割高であれば計画の放棄もやむを得ないのではないか」と、こういうふうに発言をしているわけです。さらにまた当時の原燃の社長が「六ヶ所再処理工場での再処理に関わるコスト試算については、今少し時間をいただきたい」というふうに発言をしているわけですから、これらの当事者の方々を含めて、全く今年の3月の参議院の場においてこうした再処理をしない場合の試算は無いというふうに当時の長官が言って、そんなことは無いということは誰しもが分かっていることでありますから、もう一回原点に立ち返ってきちっとした情報公開をして議論をしていくと。内容についてはそれぞれの場で正確なものを議論していくということが今まさに求められているのではないのでしょうか。そうしないと、県民の不安、あるいは信頼感というのは変わらないと。不安が解消されて、国の国策に協力をするという県民の意思が醸成されてくることがないのではないかという気がします。

【林座長】

どうぞ、資源エネルギー庁。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

資源エネルギー庁でございます。

非常に厳しいご意見でございますし、私どもも青森県民の方々の信頼を回復するというこのためにはきちんと情報公開をして、それに基づいた透明な議論を行うということがもう大前提であると、不可欠であるというご指摘、まさにごもっともだと思っております。

今後の核燃料サイクルの進め方については、先程来話が出ておりますが、原子力委員会の長期計画の場で議論が行われ、また、作業がもしかすると行われるかもしれないと思っておりますし、後ほど原子力委員会の方からご答弁があるかもしれませんが、そういうようなところにきちんとした情報を提供していくということが、まず私どもに求められることである

うと思っておりますし、きちんとそういう期待なり責務に応えて参りたいと思っております。

ご指摘の中で二つさらにご説明を申し上げたいと思うのですが、当時の試算があったにも関わらず無いと答弁をした、これは虚偽の答弁であると、重大な問題であるのご指摘もいただきまして、そのとおりでございまして、意図的に間違えたことといいますが、不正確なことを言おうとしたかどうかは別にして、結果として国会という非常に大事な場において不正確な答弁を行ったということは大変重大な問題であると認識をし、先ほど申し上げたとおり、当時の長官は大臣から処分をされているということでございます。私ども非常に責任を痛感しているということでございます。

それから、平成6年のこの資料を議論していた会合の議事録、あるいは議事概要を公開すべきではないかと、こういうご指摘でございまして、昨日の県議会の全員協議会の場でもそういうご要望がありました。当時どんな議論があったのかということに対するご関心が高いということは十分私どもも認識をする次第でございます。ただ、さはさりながら、この平成6年の時の作業グループの会合というのは非公開で行いますということで当時は行われておりました。これは当時の慣習に従って行われていたわけでございます。そういう場において参加された、そういう前提条件の下で参加をされてご発言をされた方々の記録というものがあるわけでございまして、当時の状況を考えて実際に議事を記録した資料について公開するかどうかということは、そういうことも踏まえながらよく内部で検討をさせていただければと思います。以上でございます。

【林座長】

はいどうぞ、内閣府。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

内閣府でございます。

今、ご指摘のあった点で、特に情報公開ということに関してでございますが、先ほどの繰り返しになりますが、今、長期計画の策定の際は全て資料を明らかにし、その根拠も含めた形で全てオープンにした形で議論をしております。

それから、議事をどのように進めるか、あるいは議論の対象として何をやるかを含めて委員の方々の意見を最大限尊重し、まさに民主的に決めていこうという議事を実際に進めております。既にこれまで2回オープンの中で議論を進めております。そのような場所での議論、それから当然この核燃料サイクルについて多角的な評価をするということも既に第1回目の時点で議長が宣言をしておりますし、それから資源エネルギー庁の方からも資料の提供等についてご協力しますということもいただいておりますので、そういう場できちっとやっていきたいと思っております。

それから、当方の当時の議事録の公開についてですが、先ほど櫻田課長からもお話がありましたとおり、事務局が作った資料については我々の責任でもう非公開のものも出すことができるのですが、委員の方々はやはり非公開を前提にいらっしゃって、その個々のお名前と発言内容などは非公開を前提で進めているということもあり、慎重な対応が必要なのではな

いかと考えております。以上でございます。

【林座長】

核燃料サイクルコストの問題については、他の委員の方からも何かご意見ございますか。どうぞ。

【北村委員】

今、いろんな委員の方から非常に厳しいお言葉が出たのは極めて当然だろうと私は思っております。

なぜと言いますと、やはり原子力業界を外から見たら、やっぱり次から次とポロポロ出てくるとい感じがどうしても否めない、これは事実だろうと思います、残念ながら。お願いなんですけれども、ではこれから先はコスト試算の結果をきっと出していただけるでしょう。でも今度は何か他のものも非常に具合の悪いものがあるかもしれない。いわゆる推進する立場から見たら具合が悪い。反対の方に見られたら勢いづかれるというものがあるかもしれない。僕はそれは公開をして、例えばコストが高くて、さっきご答弁の中にあつたようにエネルギーセキュリティが大事なんだよとか、そういうことをちゃんと言えば、それが理にかなったものであれば、市民は十分に理解をし承知し納得してくれるだけの賢さはもう持っていると思うんですよ。それを公開しないで、できれば伏せておきたいというのは、ある意味、やはり市民の方の良識ある判断力を低く見ている、少なくとも過去にそういう時代があつたんじゃないかと思ひます。古い方は、ご記憶でしょうけれども、事実、原子力の開発の初期に非常に厳しい時代がありましたよね。それこそ血で血を洗うようなぶつかり合いもあつたと思ひます。ある時期、できれば不利な情報は隠したいという雰囲気醸成されてきたかもしれない。であるとするならば、今、本当に払拭ということを中心して徹底的に払拭していただきたいと思ひます。市民を是非ご信頼していただきたい、これが一点。

関連してさっきちょっと申し上げましたけれども、他のやつについてもむしろありそうならば、出していただきたい。これで、今、非常にきびしい意見をおっしゃつた委員の方々も、とりあえず例えば納得をしていただいたとして、ここで一月、二月、また何かが出たら納得をした人がいい面の皮ということになると思ひますよ。是非それだけは避けていただきたい。その二点、それぞれ歴史的経緯を考えれば一部理解できないこともないんですけども、今はそういう時代ではない、時代はすっかり変わつてゐる。是非、原子力委員会も、それから長計も全部公開でやるという話を本当に徹底していただいて、情報公開を全てやるのは辛いことあると思ひますけれど、市民の本当の理解と支持を得るためにはそれしか道はないと、私はそう思ひますので、是非、そのような方向で努力を願ひたいと思ひます。

それが、もし今までご答弁いただいた内容がそういう趣旨であれば、私は特に答弁はいいません。

【林座長】

あとの委員の方、ございませんですか。どうぞ、築田委員。

【築田委員】

非公開であったから公表できない、しないのがルール、礼儀ではないかとさっきおっしゃったんですけど、それはそのとおりかもしれない。非公開だからということで忌憚のない意見も出たことだろうし、非公開だから大胆な試算もした、それは理解はできるんですよ。

でも、これだけ国を挙げての大事業であれば、それが非公開の勉強会だから、それはそれでいいんだけど、勉強会はいいいんだけど、それとは別に公式に試算というのはずっとやってるのが当たり前じゃないかと思うんですよ。大事業ですから。再処理一辺倒ではなくて、部分的な再処理、あるいは直接処分を混ぜる、あるいは全体を直接処分にする、そういったことも日々刻々国際の情勢も変わるわけだし、ウランの値段も変わるわけだから、まあ言ってみれば、毎年毎年いろんな方策を試算、検討、分析するのが今時の社会の常識ではないかと思うんですよ。国の役人の方々も事業者の方々も非常に優秀な方が集まっているわけですから、そういう初歩的なルール、手順、そういうのを知らないとは思えないんですよ。

ですから、今、答えていただいた方にもう一回聞くんですけど、非公開であったから公開はできない、それは結構です、分かりましたと、約束があるんでしょうからね。であれば、なおさらのこと、この十年間なぜ公式な検討をどこの事業体も、どこのセクションも公式な試算というのをしてこなかったのか、こちらの方がもっと大きな問題ではないですか、教えてください。

【林座長】

どうぞ、資源エネルギー庁。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

資源エネルギー庁でございます。

平成6年の試算の資料があった、これを作った当時のことを私ども想像するわけでございますけれども、やはり今ご指摘があったように、経済性を評価するということはいろんな事業を行う際に、方向性を検討する際に非常に大事な論点の一つであるということはそのとおりであると思いますし、当時もまたそう考えたからこそ、そういうコストの試算を行って再処理をする路線、直接処分をする路線の比較を試みたんだろうと思います。

ただ、先程申し上げておりますけれども、当時の知見ではきちんとしたコストの比較を行うということができなかったということが、最終的な結論だったというふうに私ども理解をしております、従って試みたんだけど、議論を進めていくための前提になるようなきちんとした計算結果が得られるような形にはならなかったということなのではないかと考えている次第でございます。

さはさりながら、例えば高レベル廃棄物、放射性廃棄物の処分費用につきましては、先般来、そのコストを回収する方策について特別措置の法律を作るなどして措置を手当てしてございますし、そういった過程において将来的に発生する費用がどのくらいになるのかということも見積もってきたということがございますし、また再処理工場の建設も進み、いろいろ

な技術の進歩もあり、当時、十年前に比べると格段に精度が高い形でコストを評価するということが最近ではできるということになったわけでご覧になって、そういうこともあり、またバックエンドのコストをどういうふうに回収するべきなのか、それを真剣に考えなければいけないという事情もございまして、先ほど田中先生の方からご発言があったような電気事業分科会の中でのバックエンドコストの評価を行った次第でございまして、現時点においてはそういうことができるようになったということでご覧になって。

いずれにしても、コストあるいは経済性というのはいろんな路線を考える上での一つの大事な評価指標でありますし、これについては私どもできる限りのことをやって原子力委員会におけるいろんな議論にご協力申し上げたいと思っておりますが、もちろん全体としてはこういう経済性以外のいろいろな供給安定性でありますとか地球環境問題への対応とか、他のいろいろな要素も考慮されることになると思います。国民の方々のご理解を得ながら進めるということが大前提であるということ、先ほど申し上げましたけれども、改めて肝に銘じております。できる限りの情報提供をこれからもさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

【林座長】

どうぞ。

【築田委員】

申し訳ないのですけれども、回答が長くて時間がもったいないので、はしょらせてください。聞きたいのは、この十年間非公式の検討はしてきたけれども、どの省庁も公式な検討というのを一度もしなかったんですか、それはおかしいんじゃないですか、ここに答えて欲しいんです。これがもしかして各省庁のどこかの部署で公式に近い、職務としてやれば公式に近いわけですよね、検討をもししていたとして、後々何かが出てくれば、つい先ほど北村委員が懸念したようなことが起きるんですよね。

【林座長】

内閣府の方から先に。

【内閣府原子力委員会事務局 森本企画官】

今、築田委員がおっしゃったことについては、原子力長期計画の策定会議の委員の方々からも同様のご指摘をいただいております。我々としては、策定会議をスタートする前からどのアイテムでどういう制限を掛けることなく、まさにコストも含めた、あるいは他のメリット・デメリットも含めた検討をするということを皆さんからご意見をいただいている中で検討をまさに今、始めたところでご覧になって。従いまして、もう既にそういう形での取り組みを進めさせていただいておりますので、その点につきましては何とぞご理解いただければと思います。

【林座長】

資源エネルギー庁、どうぞ。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

公式な試算を行っていなかったのかというご質問でございますので、その点についてだけ申し上げますと、そういう公式の数字が今まで無かったということもあって長官がああいう答弁をしたということだと認識しております。平成6年の資料の試算値はもちろん非公式な作業用の参考資料だったということでございます。

ただ、私ども過去にいろいろな検討を行ってきた先人達がありまして、そういったものももしかすると他にもあったかもしれないということはあるかもしれません。これは公式なものではなくて、非公式な勉強用の試算というものをどこかで行っていたということも無いとは限らないということございまして、そういったことがあったのかどうかということもいろいろな私どもの書類、過去の書類が膨大にございますけれども、それを今精査をしているところでございまして、また何か見つかりましたら、新しい発見がございましたら公開をしてご説明をするということにさせていただくべく今努力をしているところでございます。

【築田委員】

確認しますけど、無いとは言い切っていないわけですね、今の答弁だと。あるかもしれない、まだ掌握してないけれども、どこで誰かがいつかの時点で試算をしたかもしれない、それがこれから出てくるかもしれないと今おっしゃったですよ。

【林座長】

はい、どうぞ。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

公式な試算を行ったということは無いというふうに認識しております。ただ勉強をした試算値が無かったのかと言われると、私どもは膨大な資料を全部1ページ1ページ見て確認をしたわけではございませんので、そういう作業をさせていただきたいと申し上げた次第でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【築田委員】

膨大な資料を1ページ1ページとか、そういうことを言っているんじゃないで、今、国を挙げて皆ここに関心がいつているわけですよ。全国民がね。当然、皆さんの省庁においても職員の方々もこれに関心があるわけです。であれば、これまでの十年間に今出てきたような非公式な検討とは別に、別に仕事として試算をした経験と記憶がある人がいたとすれば、

もう自主的にそれぞれの職制を通じて、実は私達のグループはいついつこれについて試算をしたことがあります、非公式ですけども、こういうのが拳がっていてもおかしくないんじゃないですか、組織が健全だったら。

【林座長】

はい。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

ご指摘、耳が痛いところでございまして、私どもの中ではいろいろ部署、体制の変更とか人事異動とか、様々な要因によって、過去の私どもの先人達が行ったものというのがどうなっていたのかというところが直ちに分かるという形になっていないというのが実情でございまして、過去にこういう事業に携わった可能性のある人に対する聞き取り、そういうことも含めて今調査をしているというふうにご理解をいただければと思います。

【林座長】

知事、どうぞ。

【三村知事】

本来、きちんと意見を伺うべき私の立場ではあるんですが、一言国に申し上げたい。

今般のことは県民に対しまして、原子力政策に対する誤解や不安、不信感というものを与えかねないこととございます。原子力施設を抱え、また、安全確保ということを第一義に対応してきた私ども青森県の立場といたしましては誠に遺憾のわけであります。

従って、国においては今後同様の事態が繰り返されないように必要な対策ということを講じていただくことはもとより、県民、広く国民に対する情報公開を徹底していただき、原子力政策に対する議論の透明性ということを高めることによって、原子力政策というものが国民の十分な理解のもとに進められるよう、責任を持って取り組んでいただきたいと思います、一言申し上げさせていただきます。

【林座長】

この問題は今日の議題の本題に入る前の基本的な問題でして、なかなかこれが皆さんの納得いかないと本当は本題に入っていけない部分なんです、それについてもこれから国はきちんとこの問題については公式の見解をきちんとしていただかなくてはいけないと私も思います。

ということは、せっかく青森県民の立場からしますと、この核燃料サイクル事業を、六ヶ所、いわゆる賛成もあれば反対もありますけれども、少なくとも経済的な効果ということで私どもは賛成をしているわけですし、これが途中でそういうことがコスト的に止めた方がいいと国会の判断が出たら、大変なことだと私は今思っているわけですよ。ですから、そういう懸念を払拭していただきたいということを私から意見申し上げておきたいと思っております。

どうぞ。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

ご指摘ありがとうございます。一言だけ。今、三村知事、あるいは林座長の方からご指摘いただきましたように、情報の公開をきちんと行うということが非常に大事であるというふうに思っております。今後、私どもはきちんと情報を開示して、皆様方のご議論に供することをさせていただきたいと思っております。また、過去のことににつきましては先程来申し上げているように、どういうものがあったのかということは今、課を上げて資料を精査してございまして、何かまたそこで分かりましたらきちんと公開をしてご説明をすべしと思っております。作業を進めているところでございまして、何とぞ将来のこと、過去のこと、両方に対して、今全力を挙げて取り組んでいるという我々の姿勢をご理解いただきたいと思います。よろしくお申し上げます。

【林座長】

各委員は、この問題についてはまだいろいろ言がございましょうけれども、本題のこともございまして、この問題についてはとりあえず置きまして、今日の議題の本題でございまして六ヶ所再処理施設のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等への対応についての前回の説明についての各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。鎌田委員、どうぞ。

【鎌田委員】

ウラン試験時に発生が予想されるトラブル等への対応についてでございますが、先般、東海処理施設を視察させていただきました。いろいろと勉強になりました。それを基にしてお話をしてみたいと思っております。

それで、予想されるトラブルの対応については、書面でいろいろと書かれているわけですが、私は教育訓練が非常に大事だと思うんです。教育訓練をする場合、こういう書面で行う教育と体で覚える教育があると言われております。その両方の教育訓練の立場から、日本原燃さんと東海再処理センターさんもお出でになっておりますので、現状等についてお話しできれば大変ありがたいと思っております。

【林座長】

お答えできますか。はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

日本原燃技術部長の青柳でございます。私の方からお答えさせていただきます。

教育訓練は、今、委員の先生がおっしゃったように非常に重要でございまして、私ども教育訓練については長年にわたって順次やって参りました。今、再処理をする人間が約 1,200 人ほど対象がございましてけれども、私ども日本原燃に入りますと、まず旧動燃さんですけれ

ども、現在の核燃料サイクル機構さんの方の実際の東海の工場の方に行って実地訓練を行うわけでございます。それが大体 1,200 人のうち 3 分の 1 は行ってございます。それから、いろんな新しい設備を今回の再処理工場は入れておりますけれども、それを開発するために様々なモックアップ試験の設備も作って参りました。そういった施設も、これはメーカーさんなんかにあるんですけれども、そういうところでも実地訓練として利用させていただいております。

更に、ご存じかと思えますけれども、約 100 人の人間を今年までフランスの U P 3 というプラントに送り込みまして、そちらで実際の、いわゆるキャンペーンですね、実際の燃料を切ると、切って処理をするというキャンペーンに組み込んで実地訓練も行っております。更に、マネジメントをするクラス、これは課長クラスでございますけれども、これも U P 3 を造る段階から長年にわたりまして約 30 人くらいを交替交替で現場に派遣いたしまして、サイクル事業というものはどういうものなのかということを実地で勉強させて参りました。以上でございます。

【林座長】

鎌田委員、よろしゅうございますか。

【鎌田委員】

東海さんの方もお出でになっていますので、参考意見として、私はお話いただければなと思います。

【林座長】

東海さんの方からよろしく。

【核燃料サイクル開発機構東海事業所 杉山副所長・再処理センター長】

東海再処理センター長をやっています杉山でございます。

私ども、原燃さんに対して全面的な技術支援をやっていくというのは従前から精力的に取り組んでいるところでございますけれども、特に教育関係につきましては再処理プロセスを運転する、あるいは保守するというのは、やはりなかなか紙だけでは覚えられないものでございまして、原燃さんの方から、直接、ホットの場で持って数年間訓練させて欲しいという要望がございまして、もう 10 年以上前からそれに取り組んできてございます。

実際には 2 年ないし 3 年間私どもの再処理工場の中で実際の運転、保守、それから中にはトラブル対応的なものもあったかと思うのですが、そういった諸々の対応を私どもの職員と一緒に体で覚えていただくという教育をやってきてございます。これまで累計 600 人以上の原燃のプロパーの方に私どもの工場でそういう教育を受けていただいているということで、私自身の経験から見ても、やっぱり実物を見ながら現場で体で覚えるというのは非常に大事でございまして、役に立っているのではないかと考えてございます。以上です。

【林座長】

はい、どうぞ。

【笹田委員】

いくつか聞きたいことがありますけれども、まず一つは前回の懇話会の時に、原燃さんの方でウラン試験について、ウラン試験中には臨界事故は絶対に起こらない、絶対に起こらないと断言をされたわけです。

私は、劣化ウランを使うという限りにおいてはそういうことなんだろうとは思いますが、言い方がまだ事業者の方には安全神話と言いますが、そういう何が起こるか分からないにもかかわらず「絶対に無い」というように言い切ることがやはり私は怖いと感じました。

それは昨日の県議会の全員協議会を傍聴した時も同じくその言葉が出て参りましたし、国の方の課長は「臨界事故の恐れは無い」と、こういう言い方で、「恐れは無い」と「絶対に無い」ではやはり違うわけで、その辺の姿勢がやっぱりまだまだ事業者である日本原燃さんの方には問われることになるのではないかなど。結果として絶対無いのかもしれませんが、事業者がそういうふうに言い切ってしまうと、試験前に、そのことの危険性を私は、技術力の問題としてそういうことは無いのかもしれませんが、感じたということが一つであります。

それから、通水作動試験を行っているわけで、通水作動試験の中でいろんな不具合とかいろんなことが発生をしたと思いますし、この部分についてどの程度作動試験の結果、通水作動試験の結果についてもう少し詳しくお話をいただきたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞお答えください。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

技術部長の青柳でございます。

通水作動試験は現在化学試験に入っておりますので一通り終わっておりますけれども、通水作動試験は目的といたしましては言葉どおり、まず各機器が正しく接続されているかどうか、これは再処理プラントは多くのタンク、機器を繋いでいる配管、こういうもので構成されておりますので、これが一つ一つ正しく繋がっているかどうかということと、それからもう一つは、非常に多くの計測制御設備で遠隔で制御をいたしますので、非常に多くの計測制御設備がその中に入り込んでございます。そこで、通水作動試験という言葉では水、あるいは空気を使って設備が正しくできているかどうかということをチェックすると同時に、正しく温度、あるいは液のレベル、そういうものが計測制御設備で正しく測れるかどうかということを中心に行って参っております。

そういったことから、データが正しく伝わるかどうか、あるいは配管が正しく繋がっているかどうかということでチェックをした結果、やはり非常に数十万点の設備を組み合わせ

おりますので、通水作動試験の中で不具合を見つけながら直すということで、通水作動試験自体は建設の過程の一つとして我々捉えてございます。約 2,000 件程度の不具合が発生いたしまして、それを正しく直していくということが通水作動試験の目的でもございました。そういったものがしっかりできているということを確認した上で、更に次の化学試験を用いた試験に臨んだわけでございます。以上でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【笹田委員】

この 2,000 件の不具合について補正と言いますか、この後、本格操業に入っていくときに、この通水作動試験の機器の性能及び接続状態はもう完璧と申しますか、もう二度と、実際の操業に入った時に不具合が生じないというふうにされたということで理解していいんですか。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

先ほど委員の先生から、非常に厳しいご指摘をいただきました。私は先ほど劣化ウランで絶対に起きませんと説明をしたものでございます。絶対という言葉は物理的に起きないという前提で絶対という言葉を使わせていただきましたけれども、今、ご指摘の通水作動試験で確認したら本格運転でもう起きないかという観点では、非常に先ほど申し上げましたように非常に数の多い設備を作り上げていく中で、人間がやることでございますので、やはりミスはございます。そういった点を通水作動試験、化学試験、ウラン試験と別々の物を使いながら、いわゆる不具合の芽を少しずつ確実につぶしていくという作業をやってきたわけでございます。従いまして、通水作動試験から化学試験に移って、だんだん少なくなってきましたけれども、先ほどの「絶対」というような言葉は、私はあり得ないと思います。その芽は非常に少なくなったということでございます。

ただし、再処理施設の設計というのは、ご存じのように原子力安全という観点が非常に重要でございますので、そういう細かい不具合があったとしても一般の方々に迷惑を掛けない、そのために何重にも安全装置を、あるいは閉じ込め安全という観点で物を作っております。そしてその妥当性というものを、多重防護という言葉で言いますが、その妥当性を 4 年間にわたる安全審査で私ども説明をいたしまして、当時の科学技術庁原子力安全委員会でこれでいいだろうというご判断をいただいて建設を始めたものでございます。

そういう観点から、絶対ということはございませんということを申し上げたいと思います。以上でございます。

【林座長】

田中先生、どうぞ。

【田中(知)委員】

すみません、二つ教えてください。

一つは、ウラン試験の実施に伴って環境への影響はどのくらいのものなのかということと、もう一つはウラン試験を行っていくには十分な技術的能力があることが大事かと思うのですが、社員の数とか能力とか、関連企業、メーカーさんとか下請けさんとか、B F N LとかJ N C等もあるかと思えますけれども、そういうところのサポート体制なんかと関連づけて、ウラン試験を行っていくのに十分な技術的な能力があるかについてお答えいただけたらと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

引き続き私の方から回答させていただきます。

能力につきましては、先ほど教育訓練ということでご説明いたしましたけれども、私どものプロパー社員が非常に多くなって参りました。そういう社員を先ほどの教育訓練、これはいわゆる実地訓練だけではなくてテクノロジーセンターというところで座学も含めまして計画的に教育訓練して参りました。そしてウラン試験からはそういったこれからのオペレーターがこういう試験をやるのに能力的に十分かどうか、あるいは技能が十分かどうかということをチェックする体制といたしまして、今までにはなかった技能認定制度というものを始めました。これは運転員、当直長、それから統括当直長というレベルに応じて試験、あるいは口頭試問をやりまして、統括当直長になると一番上のボスでございますので、精神的な安定性とか、いわゆる口頭試問で相手の人柄も見ていきます。そういったことをやりながら、これからウラン試験に臨む十分なレベルにあるかどうかということは今始めたところでございます。

それからウラン試験を行う体制でございますけれども、何分私ども始めて再処理工場を運転するわけでございますので、現在コジェマ、B F N L、それからサイクル機構さん、この三つの組織から支援を受けてございます。実際に六ヶ所の施設にはコジェマから今現在約50名、それからB F N Lから4名、それからサイクル機構さんについては約130名の人間が技術者が六ヶ所に来て支援をしていただいております。特にサイクル機構さんの方からは私ども出向だけではなくて、独立して、いわゆる技術的なサポートを行うために組織として技術支援部という独立した組織の中で客観的な支援もいただけるようにしてございます。そしてコジェマにつきましては技術的サポートだけではなくて、中央制御室における運転訓練、実地の運転訓練のサポートもしていただいております。

今後、ウラン試験に臨むに当たって、実際に何かトラブルが起きた時なんかもそういう技術的なサポートを受ける体制を十分整えているわけでございます。以上でございます。

【田中(知)委員】

一個目の質問のウラン試験の実施に伴う環境への影響につきましてはどうですか。

【日本原燃(株)瀧田環境管理センター長】

日本原燃環境管理センター長をしております瀧田と申します。

ウラン試験に伴います環境影響についてまず説明したいと思います。

再処理工場の操業時、これは年間 800 トンの処理ということで規定してございますが、その時に放出されます放射性物質によります環境への影響線量と申しますのは、皆さんご存じだと思いますが、0.022 ミリシーベルトという数値になってございます。ウラン試験におきましては、使用済燃料を処理するわけではございませんので、ウラン以外の核種はほとんど放出がありません。具体的に申しますと、環境中へ放出されます気体廃棄物、これは操業時に出るウラン廃棄物等の約 50 分の 1 の量でございます。それから液体廃棄物、これも液体として排出される 線を含んだ廃棄物、このうちウラン試験で出る分は約 30 分の 1 となります。

それらに基づいて環境での影響評価を行いますと、0.022 ミリシーベルトの場合に比べまして、その約 100 分の 1 以下の線量という形になりまして、環境に対して影響を与えるようなことはほとんど無いというふうに考えております。

【林座長】

どうぞ、山本委員。

【山本委員】

今、私も環境に影響するのをちょっと聞きたいと思ったんですが、田中先生から言われましたので、それは置いて、化学試験結果が公表されていますけれども、要するに日本語と書きますか、よく程度が分からないのですが、不適切だとか不適合だとか不具合だとか、そして欠陥というような用語が使われるんですけども、例えばトータルで化学試験結果をやったところ、全体で 414 件そういう、何と言うんですか、これは不具合というのか不適合というのか分かりませんが、そういうのが見つかったと。その中で、臨界を管理するソフトウェアの欠陥が 18 件あったということでありまして、それから機能確認作業の中で結露水を正常に感知できなかった。これは不適合という言葉を使っているんですけども、レベルがどうなのか、全く我々としては分からないんですよ。

そういうようなことで、総合的ないわゆる所見として保安上重要な問題は見つからなかったと、重要な問題は見つからなかったと。じゃあ重要という概念は具体的にどのような例が重要なことになるのか。その辺を含めてまず一つ説明をしていただきたいと思うし、それらを含めてこれからウランを使った試験をやるということですので、そうすると、もうウラン試験をやるとなると、もう工場の中は放射能がまず確実に出るという状態になるわけで、この化学試験結果を踏まえて本当に安全なのかどうか、その辺のところを県民に安心をさせるという意味でも少しご説明をお願いしたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

まず不具合、不適合ということでございますけれども、私ども一般的に物を作った時に、思ったとおりにできない何かがあった場合、これは不具合だという言い方で、建設期間中には不具合という言葉を使って参りましたけれども、厳密にこれが我々管理をして直していくべきものだということは、結局は設計どおりの判断基準に対して適合していないということで、不適合という言葉に統一をしていこうということで、現在、不適合という呼び方で化学試験報告書なんかは出させていただいております。

それで臨界の問題につきましては、化学試験期間中に臨界の管理をする上での計算機ソフトウェアのところ少し問題があったということを化学試験報告書で報告をしております。それで、これは臨界管理というのはいろんな方法がございます。形状寸法管理という形で制限してしまう方法、あるいは溶液を液移送する時に、その中に核物質が少ない量を入っていることを確認して送るという濃度管理という方法がございますけれども、この濃度管理に関して濃度を分析所で分析したデータを送るための運転員に知らせるそういうソフトウェア、あるいはそれを受けてその溶液を移送するポンプを動かす、そういうソフトウェアがコンピュータ制御になっているわけですが、そういうところに不適合があったということでございます。

それから凝縮液の件でございますけれども、これは六ヶ所地区はやませがありますと、いわゆる冷却系なんか建物の中にありますと、その周りに凝縮して凝縮液が出るわけがございますけれども、これを現在、その凝縮液に対する対策を不適合の一つとして今掲げて対策を取ろうとしているわけでございます。

それからもう一つは、化学試験をやったら、今後ウラン試験については安全上大丈夫なのかということでございますけれども、これは化学試験、ウラン試験、アクティブ試験、いずれも次の試験段階に進むためにはこういうことをクリアしなければいけませんよということを化学試験を始める前に試験運転全体計画というものをとりまとめまして、その中で各試験段階を進むためには一つ一つ、こういうものが必要ですよということを明確に明記したものを公表してございます。これについては国の核燃料サイクルの再処理ワーキング等でご議論いただきまして、クリアすべきハードルを明確にしております。その中に、例えば化学試験からウラン試験に移行する場合は、やはりウラン試験では放射能が低いとはいいいながら核物質を使いますので、閉じ込め安全はしっかりやりましょう。ですから、いわゆる換気系をしっかりとその前にチェックしておきましょう。それから蒸発缶なんかでやはり加熱濃縮いたしますので、火災爆発、これは有機溶媒を使っておりますので、火災爆発の対策はしっかりやっておきましょう。そういうものを逐一チェックをいたしまして、そういうものを全てクリアした上で始めて次のステップにいきましょうということで、このクリアという条件を、我々、移行条件と呼んでおりますけれども、この移行条件をクリアしたことを確認していただいて、前回は保安院さんの方からご説明がありましたけれども、ウラン試験の保安規定を

認可していただいたわけでございます。以上でございます。

【林座長】

はい、築田委員。

【築田委員】

130の想定トラブル。レベルが0以下。ご存じだと思いますけれども、資料によるとレベルは0～7まであって、7というのは一番大変でチェルノブイリが7、4がJCOの事故。今回のウラン試験においては0レベルのトラブルは起きうるかもしれないけれども、それを超えるトラブルは起きないんだと。こういう前提で今話が進んでいるんですけども、いろいろ勉強をしてみると、ここに出ている130のトラブルというのはほとんどが機械類の故障が起きた場合にどういうふうに直そうかということだとみました。

そこには人間が、作業員が予想もしなかったミスによって起こす、いわゆるヒューマンエラーというのは起こりえないという前提でこの130の想定トラブル集は出されているような気がします。

でも、何十年の長期間にわたって、何千人もの多くの作業員が関わる事業ですから、ウラン試験からその先を考えるとですね、やっぱり怖いのは人的ミス、これに尽きると思うんですね。130の想定トラブルを公表したということは、このくらいのトラブルだったら収められるという自信があるからわざわざこれを出すわけで、自信がないこととか、あるいはやばいなということは敢えて出たくないのではないかと、そういうふうに私はうがった見方をするわけです。臨界はないかも分からないけれども、実際にウランを使えば、いわゆる放射能は発生するわけですし、換気扇とか排水溝を通じて放射能、そういうのはどんどん出て行くわけですから、あの中でもし想定外の火災が発生したら、それでも建物の中に全部留まるのかなとか、そういうことを素人ながら心配するわけですね。

でも、おそらく皆さんはプロだから、機械の故障じゃないヒューマンエラー、いろんなことをもう検討していると思います。検討して無かったらやっぱりおかしいと思います。今日冒頭にあったようなことですね。悪いことも想定をした上で、今回はこの部分だけを公表しようとしたと、そういうふうに捉えるのが自然ではないかなと思います。

でも、皆さんがさっきからおっしゃっていますけれども、情報公開に努めますと言っているわけですが、実際の情報公開とはだいぶ、あるべき情報公開と実際に公開している内容とはこれほど大きな差があるわけですね。本来ならば、本当に情報公開をする気があるのであれば、レベル0の機械類のトラブルではこういうことがあります、それ以外では起こりえないとは思いますが、万が一ヒューマン的にこういったことがあった場合にはこの程度のレベルのトラブルもあり得ますけれども、無いように努めますとか。そういうふうにして、いわゆる都合の悪いことも公表するのがヒューマンな仕事じゃないかなと思います。

やはり都合の悪いことも全部公表してもらいたいと思います。ウラン試験だから臨界には達しない、何度もそういうふうにおっしゃっていますけれども、と言うことは、その後の本

試験、本稼働、そういう自体になれば、そこで想定されるトラブルというのはレベルいくつまであるんでしょうかね。こういうことを心配します。なぜならば、本試験、本稼働は別に10年、20年先の話ではないわけですよ。皆さんが予定しているスケジュールによれば1年か2年か、その間の内には本試験まで、本稼働まで行きたいわけですよ。であれば、もう今の時点で、本稼働をした場合に想定されるレベルの高いトラブル集もこの時点で公表をするのが筋ではないでしょうか。それとも想定、検討すらしたことがないんですか。それを教えてください。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

引き続き青柳の方からお答えさせていただきます。

原子力施設でございますので、私ども一番最初に行ったのは、今、委員の先生がおっしゃったように非常に重大なトラブル、事故、これを起こさないようにどういうふうにするかということはずっと長いことやって参りました。

例えば、今おっしゃられましたように、重大な事故としましては、私ども漏えいというのがございます。大規模な漏えいは設備的に機械だけではなくて運転員がその漏えいが起きた時に対応して安全にトラブルを終息させるということを昔から考えて物を作って参りました。しかし、今、委員の先生がおっしゃったようにヒューマンエラーということが重要でございますので、私どもその漏えいにつきましては人間を期待しているがゆえにヒューマンエラーが起きてはいけないということで、保安訓練シミュレーターという訓練施設を別途設けてございます。これについて皆様にも公開して参っていますけれども、そういう非常に重要なトラブル、事故については設備として十分な対策を取るだけではなくて、人間がヒューマンエラーを起こしたら非常に問題があるというようなものについては別途しっかりやってございます。

一方、私どもが今ご説明したように、軽微なトラブルというのは先ほど申しましたように多重防護という設備の造り方をしますと、そういうのがあっても重大な影響が起きないように原子力施設を造ってございます。しかし、そういう軽微なトラブルもここにきてしっかり私ども予測をしながら、私どもがそういうのが起きた時にどういうふうに対応をするかという事例集を皆さんに公表をするだけではなくて、原燃の職員自体がその事例集を見ながら的確な対応ができるというようなことにまとめ集としてもこれを使っていく予定でございます。そういったまとめ方が足りなかったのも、今、気が付いたもの、それから前回もご説明しましたように先行施設で実際に起きたものを参考に作らせていただいたわけでございます。

従いまして、今、トラブルレベル0以下のものしか作っていないではないかというご指摘でしたけれども、この説明をさせていただく中で、やはり火災とか、今、ご指摘のヒューマンエラー、こういうものについてももう少しちゃんと入れるべきだというお話がございましたので、現在その作業を進めてございます。ちなみに、ヒューマンエラーにつきましては、

この130事例の中に汚染というものが109番から、委員の先生方のお手元のA3のファイルでございますけれども、109番から122番までが汚染でございますけれども、この辺はヒューマンエラーが原因のものが多いでございます。

従いまして、現在の事例集の中にもヒューマンエラーは対象にしてございますけれども、まだ十分ではないということで、現在も作業を進めているわけでございます。

当然、アクティブ試験につきましては、これからアクティブ試験の対象について作り上げていきたいと考えております。これは現在ウラン試験ということで、小規模なプルトニウムの汚染とかそういうものは一切入ってございません。これについても段階的に作り上げていく予定でございます。以上でございます。

【林座長】

途中ですが、だいぶ時間が経ちましたので、予定では3時までなんですが、まだ2番の議題も討議していないという状況ですので、事務局、時間延長よろしゅうございますか。

【司会（三上原子力施設安全検査室長）】

よろしゅうございます。1時間程度の延長でしたら。

【林座長】

それでは、ちょっと長時間にわたって議論をしていますので、10分間ここで休憩をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。その後でまたご意見をお伺いしたいと思います。

10分というと何時ですか、三上さん。

【司会（三上原子力施設安全検査室長）】

それでは3時5分を目途に。

【林座長】

3時5分にまた再開したいと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

（休憩）

【林座長】

それでは、ただいまから再開したいと思います。はじめご了承いただきたいと思っております。

サイクル機構の方が、4時になると飛行機の関係で退席するという申し入れがございましたので、2番の議題について、1番の議題と多少関連があるかもしれませんが、2番の議題を中心にまず意見交換をしていただいて、関連があるとすれば、1番の問題と関連していただきたい。

【笹田委員】

まず1のトラブル等の対応について議論をするということで話をしていたものですから。

【林座長】

よろしいです。ただ、最終的な時間の問題がございますので、その辺も出来るだけ簡潔にひとつよろしくお願ひしたいと思います。それではどうぞ。

【笹田委員】

座長に申し上げておきます。前回の委員会の時に、重要な議題であるので、しかも膨大な資料を渡されて、東海村に視察にも行きましたし、見学にも行きましたし、そういうふうなことも含めて、十分に議論をさせてもらいたい。時間延長をしても収まらないときは、もう一度この会議を開くくらいでお願いしたいということで前回申し上げたつもりでありますし、そのことについては、知事からも副知事からもそういうことでお話されたと思ひますので、そういうことでよろしいですね。

【林座長】

はい、分かりました。

【笹田委員】

それでは、原子力安全委員会の再処理施設安全調査プロジェクトチーム第7回の会合が、7月6日に開かれているわけです。それに原燃さんの方から化学試験の報告書その2ということが報告になっているわけです。これをこの懇話会で議論する必要はないのかもしれませんが、一応、その化学試験の結果について、その1、その2があるわけですので、それらについて事業者の方からウラン試験の前段の化学試験の報告書がその1、その2と出ているわけですから、それについて説明をしていただきたいと思ひます。

【林座長】

どうぞ、お答えできますね。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

化学試験の報告書についてご紹介したいと思います。

化学試験の報告書は、昨年12月までに終わっている化学試験につきまして、今年の1月22日に化学試験報告書その1という形で出させていただきました。そして、今、ガラス固化建屋とチャンネルボックスバーナブルポイズン処理建屋がまだ化学試験をやっておりますが、それ以外の化学試験が先ほど申しましたその1で報告しておりますので、ただしその1の時に、まだ不適合の処理が大分残っております。そういったものを経過を追って、逐次報告しますということをその1でお約束していたわけがございます。

それでその2という形で、今年の5月末時点の、特に不適合処理、これを中心にその2で

その後の経過報告をさせていただいたものでございます。そしてその中には、先ほども出て参りましたが、不適合の処置状況、そしてその不適合につきましては、先ほども私の方でご紹介しましたが、次のステップに行くための移行条件として非常に重要なものでございますので、処置が終わっているかどうか。そして、処置が終わらないでウラン試験に持ち越すものがもしあれば、それについては、その報告書の中で保安上支障がないということを技術的に確認するということが、試験運転全体計画で求めていますので、それに則ってその報告をしております。

今、簡単に件数を申し上げますと、化学試験のその2で報告させていただいた不適合は、414件でございます。そのうち、その2で報告した時点、すなわち5月末時点で347件終了しております。そしてまだ残っているものが、67件でございます。そのうち、先ほど申し上げましたように、ウラン試験までには67件のうち56件は終わる予定です。そして残った11件につきましては、保安上支障がないということとその2で一つ一つ表を設けまして、表の中でその理由を付しまして、保安上支障がないということで分かるようにしております。

さらに、先ほど申し上げましたように、まだ2つの建屋が、これはウラン試験を行う予定のない2つの建屋がまだ化学試験をやっておりますが、これが終了しましたら、その3あるいはその4というような形で化学試験報告書を国の方、あるいは概要については公開していきたいと考えております。以上でございます。

【林座長】

よろしいですか。ほかの委員の方、ありますか。築田委員。

【築田委員】

私への回答が途中で終わったんじゃないですか。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

大変失礼いたしました。

先ほど、築田委員のご指摘の中で、保安上不適合の中で、保安にかかるかどうかをどう判断しているかということがあったかと思いますが、その件でしょうか。これについて、少しご説明してよろしいでしょうか。

【築田委員】

これは答えていないと思うんですが。ウラン試験は130の想定、ヒューマンエラーはちょっとあるくらい、それはなるほどなど。だけでも、その後の試験、名前は忘れましたが、本試験とか。それはもうすぐの段階に進んだ時の想定トラブルも、もう十分想定しているんでしょう。それともまだ、想定集としては冊子にはできていないかもしれないけども、想定そ

のものはもう十分になさっているのではないですか。どの程度のレベルの事故まで想定しているのですか。それももうここで公表しておかないとおかしいのではないですか、というのがありましたよね。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

大変失礼いたしました。

まず、ウラン試験中は作ったわけですが、このウラン試験中の130の中に、ウラン試験の後はアクティブ試験と申しますが、アクティブ試験でも起こるようなものが大分入っております。ただ、アクティブ試験でないと起こらないというような高レベル廃液とか、プルトニウムというものがアクティブ試験では新たに追加になるわけですが、こういうものに起因するような、比較的軽微なトラブルというものは現在入っておりません。これは、今後作って参ります。

それから、もう少しレベルの高いものを作るべきではないかというご指摘に対しましては、確かに、私どもは今まで色々な所でこれを説明させていただいた中で、実際にプールでもボヤが起きたではないか、ということが色々ございまして、そして、もう少しレベルの高いものを作るべきだというご指摘がございました。

そこで、現在、火災とかそういったもう少しレベルの高いものを作ることを進めております。それで、今、130事例については、6月10日にホームページで公表させていただきましたが、そういったものがある程度まとまった時点で、また、このホームページの130事例に追加して公表していきたいと考えております。今、準備している最中でございます。以上でございます。

【築田委員】

新聞記事で恐縮なのですが、保安院によると、同社は、52基も稼動している原発のような実績がないため、何が起こるか想像できず、住民の不安もある。事例集と対応策の公表で試験への理解を深めてもらいたい。何が起こるか想像できない。だから130の想定外のことは、想定出来ない、こういうふうに理解してよろしいのか。それとも、かなりのところ想定しているけどもまだ公表したくないと。

もう一つ。経済産業省は、事例集に対する意見を求める方針で、検討会ではもう少し厳しい事態を想定した事例集にすべきだとの意見が出るかもしれないが、そうなれば修正版を作ればいいと話した。

違うと思うんですね。厳しい事態を想定した事例集にすべきではなく、もうそれすらも含めたものを公表すべきではないかと。言葉尻を捉えるわけではないが、信頼を回復とよく皆さんがおっしゃるけども、私は別に県民の代表だとは思わないけど、別に原子力政策を信頼した覚えは一度もないのです。ずっと不安し心配、不安を抱えてきているもので、こう

いうところにも手を挙げて出させてもらっているのです。信頼を回復ではない。信頼をどうやって構築していくかと。この辺の勘違いがあると思うのです。

だから、県民は不安なのです。厳しい事態を想定した事例集は、もう出ていなければ嘘です。今のところ、今回やろうとしているウラン試験においては、この130くらいのトラブルで外に出ないように一応考えていますし、ある程度自信もありますけれども、それから先の段階に進むと、この程度のかなりの事故も起き得るんですよ。そういうところまで、今の段階で県民に公表することによって、なるほどと、今度は違うぞと。今度は正直に、ありのままを公表する気になったみたいだなと。そしたら信用してみようかな。こういうふうな気が起こるかもしれませんが。

今のように、ウラン試験だからこの130は0レベルで終わりますと。それから先のことはまだ出せません、出しません、作っていません、では、信用しろと言っても無理でないですか。

【日本原燃(株)鈴木代表取締役副社長】

日本原燃の鈴木でございます。

今、委員のご指摘につきまして、私どもが考えているところをご説明いたします。

このお手元の資料にもございますように、私ども、東海のJNC、旧動燃でございますが、あるいはフランスのコジエマ、イギリスのBNFL、こういった先行施設のトラブル事例を1,200件ほど既に入手しまして、これの分析をして、今回ウラン試験用としてこの130件をまとめ上げたものでございます。

同様に、アクティブ試験において発生し得るものの作業を、少し委員のご指摘には必ずしもかないませんが、出来るだけ早く社内で検討作業を行って、今回お示ししました130件と類似のような形で、事例集を作る、そしてご説明していくと。こういうことを今考えているところでございます。もう暫くお時間をいただきたいと思っております。

【林座長】

はい。

【築田委員】

ちょっと待ってください。

凄く今、大変なことをおっしゃったと思うのです。要するにこれから作るというわけですね。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

多分、今、委員がおっしゃっておられますのは、例えば、臨界事故とか、ある意味では非常に事故、そういったものについてどうなっているかということでございますが、それはむしろ、安全審査、一番最初の段階でこれは原燃の方から事業者の申請書がありまして、その中で臨界事故が起こった場合と、それがどういうふうな影響があるか無いか。安全審査の中

でそれは捉えられて、検討されてきているものでございます。これも全て公開されているものでございます。

従って、そういった厳しい事故について、これから作るというのではなく、安全審査の中でそういったものはもう想定をされて、どういう対策が講じられるか。そういったものは既に公開された中でやられているものでございます。

ここで今回、ウラン試験のトラブル事例集というのは、それと性格が異なっているものであって、またそれに類したものをアクティブ試験で作るというものも、安全審査で考えられてきたものとは性格が違うものだ和我々は理解しております。

【築田委員】

皆さんは皆さんの立場で、色々な表現、意味合いが違うと思うのですが、私はただの一県民ですから、難しい言葉は全然分からない。

だから、ここの青い上等な紙を使ったトラブル対応について抜粋版がありますが、要するにウラン試験をやります。ついてはウラン試験についてはこういったトラブルが想定できますが、ちゃんとクリア出来るようにしてありますから安心してください、こういうことですよね。

私が言っているのは、小出しにするのではなく、ウラン試験の後は、更に難しい仕事が控えているわけでしょう。その時に、どういう事故が起こり得るのかというのは、別に事例集を出せとは言った覚えはないのです。これも皆さんが出した方が良くと思って出したと思うのですが、別にこの事例集があろうがなからうが、ウラン試験というのは、こうこうこういうもので、こういう優れた所もあるし、こういう危険な所もあるし、これに対してはこういうふうにやっていきますから、その辺をどうぞ理解して、同意してくださいと。こういうアプローチを、今、しようとしているわけでしょう。

であれば、ウラン試験の分、私はウラン試験の分ではなく、その後に控えていることも全部総合的に安心したいわけです。なるほど、本試験、アクティブ試験、本稼動になっても、それだったら安心だねと。事業者もしっかりやっているみたいだから、これだったら県民としても受け入れてもよいのではないかと、県民も思うかなと。そういうふうに、先を読んだ安心を訴えるのが、皆さんの役割ではないかと思うのです。良い返事は出ないかと思いますが。

もう一つ言わせてもらおうと、これを県議会に提示したり、あるいは懇話会に提示したり、あるいはホームページに公開したり。皆さんが考える、青森県民に理解してもらって同意してもらおうということが、どういうことなのか。どういう状況になった時に、青森県民に理解してもらって、同意してもらったとみなすつもりなのか。これを国と事業者にも簡潔にお聞きしたいです。少なくとも、県議会での同意イコール県民の同意ということはないで。

【林座長】

よろしいでしょうか。

【日本原燃（株）鈴木代表取締役副社長】

やはり、今日の前半のご議論でもありましたように、透明性を持って、私どもの事業の状況、もちろんその中には、いわゆる不具合、トラブルも含むわけでございますして、こういうものを透明性を持って発信し、情報として出し、分かりやすくご説明してご理解いただく。そういったものの繰り返しによって、委員のおっしゃるような信頼の構築に繋がっていくものと理解しております。

【築田委員】

何回も同じことを言うなと思っているかもしれないけども、結局、きちんとした返事が返ってこないから何回も言うわけです。もっと言うと、もっと平たく言うと、この資料集を県議会と懇話会とホームページに載せたことによって、県民に対して、県民がよく理解出来るような、分かりやすい資料として十分だと思っているのですか。質問の仕方を変えましたが。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃（株）鈴木代表取締役副社長】

私ども、こういう形で、既にマスコミ等からも一部そういう声を聞いておりますが、こういう試みというのは、私どもも初めてでございます。そういう意味で、本当にこれが評価し得るのか、あるいは有効なものなのかについては、もう暫くこれは経過を見なければならぬかも知れませんが、少なくとも、一部よく目を通していただければ、なるほどウラン試験とはこういうようなものなのか、こういう程度のものなのかということについてのご理解は進むのではないかなと、私どもは期待しております。

【築田委員】

差しでやりとりして恐縮なんですけれど、2週間、3週間かな、かけて読みましたよ。分からないですよ。私はそれなりにこの懇話会の委員になってから一所懸命勉強していますが、分からないですよ。家内に見せても分からないですよ。読まないですよ、大体。これを作ったことが、誠意がある云々ではなく、これは別に無くてもいいです。これを外してもいいです。

じゃ、ウラン試験を始めるといふことに対して、県民はどの程度、どういうふうはこのウラン試験を理解しているのか。それをどう捉えているのか。これはどうなのですか。県民に分かりやすい資料が行き渡ったのですか。

【日本原燃（株）鈴木代表取締役副社長】

座長。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原燃(株)鈴木代表取締役副社長】

確かにこの資料は、ご覧になるだけでは、あるいは説明を聞かないと分からないよというところがあると思います。そういうような意味も含めて、私どもはまた、今月3ヶ所で説明会を開催させていただこうと考えております。以上でございます。

【林座長】

今、築田委員の質問等につきまして、専門の先生方からこれに関してご意見はございますか。

【築田委員】

座長、むりやり専門の先生に意見をただしてもしょうがないと思うのですが。

【林座長】

いやいや、いきなりじゃないですよ。はい、どうぞ。

【笹田委員】

私は専門ではありませんけれども、先ほどウラン試験開始以降に処置が継続させる化学試験の報告書2で示されている不適合等の事例が、報告書の21ページに記載されているわけです。これについては、保安上は問題がないということで、この懇話会ですらすらと通してよるしいのですか。

というのは、一度も説明をされていないわけですよ。ウラン試験の前の化学試験の報告書があって、その1、その2という、先ほど2、3分くらいで説明をされましたが。その中にもの凄い数の不適合が化学試験中に起こっていて、その間、ここで言いますと、保安上、重要な事項と、それをAとし、それ以外の保安に関わる事項をBとし、保安に関わらない事項をCとして、それぞれ対応状況、A、B、C、Dということで、再試験実施済A、再試験未実施B、機能確認等実施済C、機能確認等未実施Dというふうに区分けをして、詳細、記述をして表にまとめて、それで表の5ということで、本来であれば化学試験、これに直接関係しない不適合も含まれていますが、それらについては、ウラン試験が始まる前に、この11件の不適合については、私は専門家でないのでよく分からないのですが、段階を経て試験をしていくとするならば、少なくとも、明らかに11件の不適合が確認をされていると。それには、ランクBという保安レベルのものも含まれているわけですので、それらについて、私は不適合が十分に対応した上で、ウラン試験に入るというくらいの形でないかと駄目なのではないかという気がするわけです。

それは、全体的な流れの中で大丈夫だという話もあるかと思いますが、先ほど来、築田委員も言っていますように、私もこの県に生まれて、この県で恐らく死んでいくと思います。

私にも4人の子供がいて、同様にそういうふうになっていくと思うのです。そういうふうな重要な事柄で、しかも危険が無いというわけではない施設、これの立地にあたって慎重にも慎重を期して進めていくべき。そのために懇話会というものが存在していると思うのです。そういう立場からという、このウラン試験前に、もう既に明らかになっているこの11の不具合、不適合、こういったものについて、万全に処理、処置をしてから進めるという考え方にはどうしても立てないのだろうか。もしそうだとするならば、もう少し丁寧に、事業者の側が11のことについて、「こうこうこうです。」と、「この分はこうです。」と、1回も説明をしないで、「大丈夫だから、大丈夫です。」という話だけでウラン試験に入って良いのでしょうか。

その辺は、私は地元の間人となれば、非常に心配になるわけですね。

【林座長】

専門家の先生方もおられますので、今のような疑に対することだとか、色々ご意見がありましたらどうぞ。

【原子力安全・保安院 坪井核燃料サイクル規制課長】

この化学試験報告書というのは、元々、保安院の方から化学試験の結果がまとまったら報告をしてくださいと、保安院長の文書で要請をして出てきているものでございます。これについては、保安院の方でこの処理をしております。これは原燃の方から、ウラン試験開始以降にも処置が継続しても問題がないかどうか、保安上の影響を評価という形で提出されております。

これについては、前回の資料にもありますが、6月16日の再処理ワーキンググループで専門の先生方にも議論をいただきました。また、21日の総点検検討会でもこれをお配りして、議論をしております。更に22日のサイクル安全小委員会でも議論をしたところでございます。

更に、原子力安全委員会の方にもこの資料をご提出して、これも公開の場で議論をされているという、一応、国の方ではそういった手続きを踏んだ上で、支障はないという確認を国の方ではしてきているということだけは申し上げたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【久保寺委員】

実は、私は保安院の方にご意見を聞きたいということをお願いしたかったのです。

といいますのは、最終的にこういう資料を細部にわたって審査し、許可をしていくところは、お国であるわけです。そうすると、原子力安全委員会、あるいは原子力委員会、そして保安院の方達のご査定がいかだったか。それを基に、今後こうやっていきますと最初から事業者からも説明があれば、非常に事はもっとスムーズに進んだのではないだろうか。何

か、後先になっているのではないかということを感じました。

【林座長】

あとの委員の方、何かご意見ございませんか。どうぞ。

【北村委員】

先ほど、築田委員が言われてことに対して、多分、中途半端になっていますよね、答えが。要するに事故、もっと大きいやつを考えたのか、考えないのかという話があったと思いますが、僕は別に代わって答えるべき立場にないのですが。ただ、答えられない、事業者側が、お国の方がお答え難いのは、大きい事故はどう考えたのかという質問で、多分事故が起こるという回答は出てこないと思うのです。それはやはりあってはならないことだと私も思うし。

だから、事故の話ではなく、トラブルのスケールとして、例えばヒューマンエラーとおっしゃっているけれども、そういうヒューマンエラーが例えば2つ重なって、それに機器故障が2つ重なったらどのくらいのことが起こるのかと。しかし、今言ったような、4つのことが同時に重なるのは、確率的には一応起こり難いから、起こったとしてこのくらいというというようなことをざっくりばらんに言うというのは、僕がその質問をされたらそういう答え方しかできません。そういう理解でよろしいですか、勉強のために聞きたいのですが、そういうことですよ。

だから、それが事故と考えるかどうかは、解釈の問題だと思います。対応を考えましたか、という時に、やはりかなり危ない状態まで考えました。それでもちゃんとトラブルは収拾できますというのが我々の結果です、というようなことが明快にあれば、それは一つ良いのかなと思います。

それから、やはり笹田委員のご質問と合わせても、11件、保安上問題がないから進めたというのは、言葉としてはいかにも抽象的で、やはりちょっと説得力に欠けますよね。

例えば、こんなことだったから問題としなかったという一例でも挙げていただければ、何方もそうかと納得していただけると思うのです。それを保安上問題がないからとか、国の審査を経て問題が無かったというのは、それはちょっと信頼をこれから構築しようとする場では、ちょっと答弁として足りない部分があるなと思います。

そこを是非考えて、そういうふうな回答の仕方をしていただければよろしいのではないかと、専門家としてではなく、一委員としてお願いしておきたいと思います。

それから、これはついでに、議事進行についてお願いです。延長をやっていただいて結構ですが、少なくとも、1を終わらないうちは2に進まないというのではなく、もしまだあるらば、案件があるよという話を記録に留めていただいて、僕はできたら2についてもちょっと意見交換をさせていただきたいと思っているのですが、それは私が勝手に決めることではないので、むしろ委員の皆さん方の総意で決めていただければと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【築田委員】

相談されて、私は別に良いのではないですかと言ったのですが。

今どう見ても、物理的に2が終わるわけがないのです。さっきおっしゃりましたが、前回の時も終わらなければもう1回やりますからと。私が事務局だったら、当然終わらないことを想定して、この次を予備日として、いつやるかくらいまで押さえておきます。皆さん忙しい。失礼ですが、知事のつい最近の記者会見においても、これだけのメンバーを集めるのは大変なんだと。日程を押さえるのは大変なんだと。こういう発言があるわけです。それはその通りだと思うのです。大勢集まるわけですから。であればなおさら、前回、6月にやった時に、今回は13日にやりますよと。けども、1時間くらいの延長はあるけども、もしかしたら3時間で終わらないかも分からないから、その場合はその予備日として、いついつを予定しておいてくださいと、私達も空けますからと、こういうふうにセティングするのが、やはり親切的な事務局ではないかと思うのです。

けども、今回は、予備日を持っているかどうか分からないけども、まだ僕らには伝わっていないわけです。だから、今、こうやって話をしながら、時間を聞きながら、どうするんだと。この次はいつやるのかと。しかも、県民への説明会は、原燃さんも県もずっとおしているわけです。この中でいつやるのかなと。これが1ヵ月後だったら、ちょっと的外れだなと。こういうことまで心配しているわけです。だから、1のテーマをここで一応打ち切りというか、一旦打ち切って、2をやるのは私は賛成です。1も2も積み残しがあるということ前提にして。ただ、質問を書き出して、それを送って、それに関して書面で回答するというやり方は私は賛成できない。やはり生でやり取りすることが大事だと思います。

【林座長】

実は、私もそういうことを先ほど言いたかったのです。先ほど、一つの1の議案が収まらない限り次へ行くのはというのは、確かにそういう部分がありますので、ちょっと意見をお伺いしたわけです。

1、2は全部関連がございますので、実際の話。トータルで討議するというのも何かと思いまして、一応2番に行きまして、時間が無かったらまた再度。

知事の方から、決して今回だけで終わるといことにしませんというメモが参っておりますので、是非、次の段階の日程をとっていただいて、意見交換をしたいと思います。

従いまして、2の安全協定の中身の方も一つ検討してみる必要があるかと思っておりますので、是非、その辺の話に入って参りたいと。よろしいでしょうか。

時間が無ければ、また次回をトータルで討議していただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

山本委員、どうぞ。

【山本委員】

それでは安全協定の関係で、意見、あるいは質問などございますので、お願いしたいと思います。

【林座長】

その前に、時間を延長していただくということと、次回も開いていただくということをお伺いしましたので、時間だけは今回4時15分ということにさせていただいて、積み残しは次ということにさせていただいてよろしいですか。

それではそういうことでお願いします。

(2) 六ヶ所再処理施設のウラン試験に係る安全協定(素案)について

【山本委員】

私から3点についてお話ししたいと思います。

1つは、14条の関係です。立入調査の関係。これは、原子力災害対策特別措置法に基づく立入調査であると思いますが、その中で、事業主体の原燃さんということではなくて、いわゆる協定上の甲乙にあたる青森県、六ヶ所村、今日は六ヶ所村の方は来ていませんから、県段階でも結構です。

安全協定で、甲乙の権限を充実させていくということが、極めて重要ではないかと私は考えます。そのために、青森県の場合は恐らく、次のような職員がいるという話もちらっと聞いたことがあるのですが、いわゆる専門能力を持った、いますよね。今、答えが出てきたようですが、専門能力を持った職員をまず配置して対応していただきたいということが1つ。もちろん、それは次々とそういう職員の育成も、その人達だけに頼るということではなくて、次々と育成をしていただきたいし、そういう意味で配置をしていただきたいということが求められると思います。

ついでにいいますと、茨城県の場合では、安全調査委員制度いうものが設置してありまして、専門能力を持った職員を県や市町村に配置をしていくという情報も私は知っていますので、そういう立場で、是非、権限を充実した県の立入調査等を是非お願いをしたいと。ついでにお聞きしますが、今現在、そういう専門能力を持った職員がいるとすれば、人数はどのくらいということをお知らせ願いたいと思います。

2つ目です。16条、17条の関係です。損害の賠償、それから風評被害の措置の問題。16条関係から言うと、住民の避難、屋内退避の問題が、これは現にJCO事故ですか。JCO事故の時にも起こっているわけでありまして、具体的には風評被害のこともありましたし、それからサラリーマン等といいですか、いわゆる避難、あるいは屋内避難、そういうことが実際あったわけですが、その避難の期間中の休業補償といいですか、これなどもやはりきちんと事業者が賠償させるということをきちんと踏まえた協定にさせていただきたいと思えますし、17条の関係からいきますと、この風評による被害の関係についても、きちんとした、この中にあるのですが、風評による被害対策に関する確認書というものの内容が分からないので、恐らく異論のないような確認書になっているんだと思いますが、そういうことで、異論のないようにきちんと賠償、もしそういうふうな事態が起きたとすれば、賠償措置を曖昧にするのではなくて、きちんと補償させるということを踏まえていただきたい。

それから、最後21条関係です。21条の防災対策の3番の関係です。甲乙の地域防災対策についてということで、国の防災指針では、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を、

例えば原発であれば、半径8キロから10キロ圏ということで、基準がなされているようですが、しかし、今日的には、例えば福島県だとか、あるいは兵庫県の場合は、あるいは宮城県の場合も、16キロだとか、30キロだというようなところをその範囲にしている県もあるようです。そうしたことを踏まえながら、青森県としては、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲をどの程度に考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

最後です。防災対策に関連して、これも東海村のJCO臨界事故の際に、現に起こったことでありまして、青森県としては、もしそういうようなことがあった時に、東海の臨界事故のような二の舞を踏まないようにお願いしたいわけです。

つまり、住民広報と避難誘導のあり方の問題です。これは、JCO事故の際に、東海村は当然防災無線を使って、屋内退避を呼び掛けたわけですが、ただ、放送が聞こえない聴覚障害者の方々に対する誘導が、やはり行われなかったと。このことが後で分かったわけでありまして。そういうようなことのないよう、県あるいは六ヶ所村としてどのような対応を考えているのかお聞かせ願いたい。以上です。

【林座長】

サイクル機構の方が帰られるというお話で、是非、聞いておきたいことが1つあるので、よろしいですか。いいですか、山本委員。

【笹田委員】

すいません。いわゆる1997年に旧動燃の再処理工場でアスファルト固化爆発事故があったわけですが、その事故の教訓といいますか、事故の概要とどういう対応をして、現在どうなっているかということについてお聞かせいただきたいと思います。

【林座長】

よろしいですか。

【核燃料サイクル開発機構東海事業所 杉山副所長・再処理センター長】

それではお答えいたします。

1997年3月11日に私どもの低放射性の廃液をアスファルト固化する処理施設で、火災・爆発事故がございました。原因としましては、エクストルーダーというアスファルトの中に廃液を混ぜ込む中心的な装置があるのですが、そこに対する廃液の供給量を少し減らしたために、結論から申しますと、アスファルトの温度が上がり、それがついには発火し、これは昼間の事故だったのですが、その後、消火が不十分であって、それで、夜、爆発が起こったというものでございます。幸い怪我人はございませんでしたが、建屋の窓ガラスも破れて、放射性物質を含んだガスが、建屋の外に漏れたと。漏れ量は、専門的な言葉では、2ギガベクレルないし数ギガベクレルだったと思いますが、周辺の住民の方々にご心配をかけましたが、放射線の影響そのものは与えなかったというものでございます。

一言で申しますと、その原因は、やはり運転管理の体制が不十分であったと。それから危

険に対するチェック体制が甘かったということでございます。これらにつきましては、それぞれハード、ソフトの改良を重ねて、現在に至っております。

再処理施設、東海再処理で言いますと、20 数年間、これまで運転してきているのですが、その中で生じた一番大きな事故だったかと思えます。レベル3、INESという評価基準がございますが、それでレベル3ということで、一番大きいものでございました。

取り敢えず、アスファルト事故の原因、対策は以上でございますが、何かございましたらまた回答いたします。

【林座長】

よろしゅうございますか。それで現在のところは。

【核燃料サイクル開発機構東海事業所 杉山副所長・再処理センター長】

現在につきましては、当該施設につきましては、もう運転そのものは行なわないということで、それに代わる施設、ただし、アスファルトは用いない別のプロセスの施設を建設中でございます。あと2年後くらいに運転が始まる段階でございます。

アスファルト施設そのものにつきましては、中を除染できる所はしまして、通常の管理区域の管理体制になっている。お客さんご希望があれば、施設内にご案内できるようになってございます。

【林座長】

あとはないですか。それでは、先ほどの山本委員のご質問にお答えできますか。はい、どうぞ。

【高坂環境生活部長】

まず、立入調査に絡んで、職員はどうなっているかということでございます。

平成14年から15年度にかけて、15年4月1日から、原子力センターを設置しまして、機能の充実強化を図っております。その際に、14年度では、本庁も入れまして29人でありました。本庁が17人ですから、その他に12人ということでありました。これは、原子力センターの設置に伴いまして、8名ずつ応援しまして、センター所属を26名という形にしております。

ちなみに、この中には本庁ですと事務方も多少混じっているかと思えます。ただし、いずれにしても技術職員ということにつきまして申しますと、そもそもが原子力関係の学部、大学に行っていましたから、そういう所を出た方もいらっしゃいますし、そうでない方につきましては、これは研修なりを行なって、頼るような形で教育しております。

原子力防災の範囲の関係がございました。

防災の範囲にかかるわけですが、原子燃料サイクル施設に係る防災範囲につきましては、防災指針で示してありますが、この示している目安、再処理施設で申しますと、半径約5キロとなっております。これを参考に、地元の産業事情、交通事情、それから災害応急対策

の実効性などを総合的な勘案しまして、これは法令等に基づくものになりますが、県の防災会議というところで審議いたしまして、六ヶ所村全域ということで定めております。

ちなみに申しますと、防災指針に示されている防災範囲の目安というものの考え方ですが、原子力施設において十分な安全対策がなされているというにも関わらず、敢えて技術的に起こり得ないような事態まで仮定して、原子力事業所の種類ごとの評価を行い、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものとなっているというふうに認識してございます。

ちなみに申しますと、JCO事故が起こったのを踏まえて、原子力安全委員会の方で指針なりを見直したと承知しておりますが、その結果、再処理施設の防災範囲については変更する必要がないという結論に至ったものと聞いてございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【関商工労働部長】

それでは私の方から、16条、損害の賠償、17条の風評被害の措置についてお答えします。

まず、損害の賠償の方ですが、六ヶ所再処理施設の運転等により、原子力損害が生じた場合の損害賠償については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、無過失、無限の賠償責任の原則のもと、事業者が賠償することになっております。

この原子力損害の賠償に関する法律によりますと、原子力損害が発生した場合に備えて、事業者は損害賠償措置を講じていなければ、原子力施設の運転を行ってはならないとされておりまして、当然、事業者において、その様な措置を講じているものと思っております。

また、事業者が講じた損害賠償措置額、これを超えた場合には、国は必要な措置を行なうこととなっており、損害賠償措置額に制限がないと聞いております。

次に風評被害であります。六ヶ所再処理施設に係る風評対策については、昭和60年に県・六ヶ所村と事業者との間で締結された立地基本協定において、風評被害が生じた場合に備え、必要な措置を講ずることが定められており、これを受け、平成元年に策定された風評被害処理要綱に基づき、第三者機関である風評被害認定委員会が公正かつ妥当な解決を図ることになっております。

万が一、原子燃料サイクル施設の保守・運営等に起因して、風評被害が生じた場合の損害補償については、まず当事者間で解決することになっておりますが、当事者間で解決することができなかった時は、補償請求する者は風評被害認定委員会に対し、その処理の申し立てをすることができることになっており、申し立てを受けた風評被害認定委員会では、当事者双方の意見を聴取するとともに、被害の状況、範囲等について、調査・検討し、被害の有無の認定、及び補償額の決定を行うものとされております。事業者は、その認定に従って、速やかに補償することになっております。

以上です。

【林座長】

はい、どうぞ。

【高坂環境生活部長】

先ほどのお話の関係で、防災訓練に絡む部分がございますので、これについてご説明したいと思います。

まず県は、これまでも毎年度1回の頻度で、原子燃料サイクル施設を対象に、要素毎の防災訓練を実施しております。昨年度は、六ヶ所再処理工場を対象にして、10月28日に実施しております。

その際には、これは訓練内容として、これまで行ってきた防災訓練を踏まえまして、県庁、六ヶ所村役場、現地における災害対策本部等の設置、運営訓練、緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターというものでございます。これの立ち上げや訓練、環境中の放射線等を測定する緊急時モニタリング訓練、加えて、昨年度新たに住民に対し、避難の指示を行う住民非難誘導訓練、それから、避難した住民等に対して、スクリーニング等を行う緊急時被爆医療訓練などを行いまして、より総合的な訓練を行ったところでございます。

いずれにしても、この結果につきましては、その後に向けて改善を図るべく反映させるという趣旨になってございますので、県としては今後も原子力防災体制の充実の強化に努めるとともに、他方でこういう事態が起こらないのが一番よろしいわけでございますので、国それから事業者に対しては、安全対策の強化を更に厳しく求め、県民の安全そして安心に重点をおいた対応をするよう安全確保を第一義に慎重に対処して参りたいと考えております。

【林座長】

はい、どうぞ。

【山本委員】

私の聞き違いかも分かりませんが、私の質問に答えていないものがあつたのではないかと思うのですが。いわゆる防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲。国の防災指針では、再処理施設の場合では半径5キロということですが、県としてはどうなのかというのが、私に聞こえなかったのです。それを再度お願いしたいと思います。

それから、住民の広報、避難の誘導のあり方で、基本原則は分かりますが、現にJCOの事故でそういうことがあつたということですから、それをもし万が一の事態が起きた時に、県や六ヶ所村ではそういうようなことがないようにしていただきたいというのが本音でありますので、そういう聴覚障害者の避難誘導等はきちんとネットワークができていますのかどうかということ、はっきりお答えいただきたいと思います。

【高坂環境生活部長】

まず先ほどの防災指針に関連しましてでございますけれども、原子燃料サイクル施設についての防災範囲につきましては、国が防災指針で示している目安、これは再処理施設から半

径約5キロとなっております。本県の場合、これを参考に、地元の産業事情、交通事情、災害応急対策の実効性などを総合的に勘案しまして、県防災会議という手続きを経て、六ヶ所村全域としております。

それから、避難誘導にあたっての伝達の関係でございますけれども、いわゆる災害弱者という表現がございます。そういう災害弱者については、特に注意を下さいということで、これは地域防災計画、原子力編の中で謳われております。これに基づきまして、必要な対策を講じてきている部分もございますし、必要に応じて講じて参りたいと考えております。

【林座長】

よろしいですか。

【山本委員】

地域の範囲、六ヶ所全域ということですが、これは何キロになるのかあれですが。あと参考までに言いますと、例えば鳥取県の場合は、島根原発を対象にして18キロを区域にしているんです。ですから、そういうような余裕を持ったというか、余裕ではないと思うのですが、本当に安全、あくまでも安全を第一義的にしたようなそういう対策がとれないようなものなのかどうか伺います。

【高坂環境生活部長】

繰り返しになりますが、防災範囲を定めるにあたってどうするかということの基本的な考え方とすれば、先ほどお答え申し上げておりますように、国が防災指針で示している目安、これについて再処理施設半径約5キロとなっております。これを踏まえながら、地元の産業事情、交通事情、災害応急対策の実効性などを考慮しながら、総合的に勘案した結果、六ヶ所村全域とするということで決めた経過があるわけでございます。

【築田委員】

座長、失礼ですが、3回同じことを言っているのです。だから、同じだったら同じと最初からポツと言ってくれば。

【高坂環境生活部長】

同じでございます。

【築田委員】

それで良いと思うのです。

【高坂環境生活部長】

それからもう1つ。先ほどの広報の関係ですが、これは原子燃料サイクル施設に関しましては、バリアフリー型のシステムで災害弱者対策を講じているということで聞いてござい

す。

【山本委員】

もうこれで止めますが、何か、国の防災指針も分かるのです。だからそれでは不安だから、敢えて伺っているし、青森県としてどうなのかということをやはり自主性を持ってやってもらわないと、実際、住民の何かあった時の避難とか防災面での責任というのは、自治体にあると思うのです、私は。ですから、そういうことで聞くのです。

従って、そういうような意味合いで、例えば鳥取県にしても 18 キロにしているとか、あるいは宮城県にしても、16 キロにしているとか。福島県の場合は 30 キロになっているんです。ですから、今の時点ではそこまで考えられなかったというのは、それはそれでいいのですが、じゃ私達の意見を尊重して、これからそういうことも想定して、考えていくというようなことがあってもいいのではないかと思うのですが、どうですか。

【林座長】

はい、どうぞ。

【蝦名副知事】

お答えいたします。六ヶ所村全体でいけば、一番遠い所で 20 キロもあるということですので、この防災区域については、これからアクティブ試験、あるいは運開という段階になりますから、これは防災会議でも今のご意見を十分に参考にしながら議論して参りたいと考えております。

【林座長】

よろしいですか、山本委員。

【笹田委員】

関連して、青森県地域防災計画の原子力編を改定作業中だということなんですけど、その進捗状況についてちょっとお聞かせください。

【高坂環境生活部長】

本年 2 月 18 日をもって改定したというところです。

【林座長】

田村委員、どうぞ。

【田村委員】

関連しているとは思いますが、環境イコール、私は農業者ですので、農業者の立場からいくと、ここの風評被害に関する措置のところ、気象条件とかそういうものによって、風

はどこまで飛んでいって、どこまで放射能が飛んでいくというのは、分かりきれない。気象条件なるものもここに入れないと、今、言われている8キロなり16キロ、そういう範囲では賄いきれない。もしくは川を伝って、雨が降ったことによって土壤に含まれているものが海へ流れていったとか。色んな範囲を考えながら、そこだけと特定するのではなく、例えば、ウツと見ただけでも、東北町はどうなるんだと私は思ってしまうのです。六ヶ所だけでいいのかと思ってしまうくらいですので、ここの中に範囲もいいのですが、気象条件なりで、そういうことも今は本当に黄砂でもここまで来ていますので、そういうことを考えると、少しそこに括弧書きでも謳っておいた方がよいのではないかと感じました。

【築田委員】

風評被害、ひとつよいですか。私も言いたいことがあるんですけど。

【林座長】

関連ですか。今、田村委員がおっしゃったことに対して。はい、どうぞ。

【関商工労働部長】

まず風評被害ということでのご心配であれば、これは影響範囲が最初から何キロと決めているわけではありません。実際、風評被害が生じれば、それに応じて損害賠償といいますが、それはなされるものと思っております。

【林座長】

よろしいですか、田村委員。

【田村委員】

はっきり謳わないわけですか。

【林座長】

これに謳うか、謳わないかということらしいのですが。

【高坂環境生活部長】

まず、防災範囲との関係で申しますと、事故の想定もそうですが、気象条件といいますが、風向きとか、そういったものも考慮された上での指針であると聞いております。

それから、例えば環境中に行くのではないかとということもございまして、私どもの原子力センターあたりが中心になってやってございまして、半径30キロの範囲で、これは農畜産物など広く環境試料に、どういうふうな影響が及んでいるのかということで、モニタリングをしております。

【林座長】

よろしいですか、田村委員。はい、どうぞ、築田さん。

【築田委員】

風評は、実は私は十和田ですが、私の周りの農家も色んな、漁業者も皆心配していることです。1つ質問の前段で聞きたいのです。風評被害というのは、下限というのがあるのですか。いわゆる、交通事故でいうと免責とか、何万円くらいだったら風評被害の対象にしないという下限はあるのですか、これは事業者でもよいし、県でもよいのですが。

【関商工労働部長】

それでは県の方から、県の認識としては特に下限という認識は持っておりません。これはあくまでも被害があったというふうに本人がそう思えば、是非、事業者の方と話し合っていたいただければと思います。

【築田委員】

初めて私が聞いたんですね。この下限というのがない。無限というのは聞いたことがある、下限が無いという。そうすると、私の近くの農業者でも、風評被害に認定されるかどうか申告しなければいけないんでしょうけども。実際に放射能、六ヶ所が近いということで、いつも米を買ってくれている都会のお客様が、もう要らない、断われたと。凄く、まさにこれは風評被害ではないかと思えます。これはよく、皆さんが聞いたことがあると思えますが、色んな会合でその方はアピールしていますが、未だに事業者の方からも、あるいは県の方からも、「何とかさん、それは風評被害にあたる可能性があるから、是非、風評被害の何とか委員会に申し出てみてくださいよ。被害はどのくらいなの？2、3万？2、3万でも良いから、持ってきてくださいよ。」というふうに普通だったら、私だったら、親切に手を差し伸べてあげます。そしたら、その被害を受けている人は非常に心強く、喜ぶかどうかは別としても、良かったと思うのです。

今、風評被害について、職員の方々の回答というのは、非常に淀みない回答で、それだけ耳を聞いていると、凄く万全の対策を講じているんだと見えるんだけども、よくよく考えてみると、そうではないんですね。今言ったみたいに、下限がないということは、皆さん知っていました？私は初めてですよ。

それと、風評、今まで何年もやっているんですよ、六ヶ所は。下限がない風評被害が1件も申告されていないわけでしょう。これも私の常識からすると異常だと思うのです。ダメージが無いとは思えないんですよ。今日は漁協の方もいらっしゃる、農協の方もいらっしゃる。農協の方は、六ヶ所村産というブランドをもう使っていないでしょう、確か。青森県産となっているでしょう。これも、広く考えれば風評でないかなと思うのですが。

だから、モニタリングで放射能の数値が高くなって、あそこは汚染されたな、云々、それも大事だと思うんだけども、風評というのは、実害じゃない、実際には影響がないんだけども、世間の評判が悪くて、マイナスの影響を受けたというものを風評だというのであれば、

今のことをもっともっと県民に知らせてあげれば、じゃ、うちのあれも風評被害として取り上げてくれるのかな？と。こういう話題になるのではないかと思うのです。

どうですか、漁業と農協の方も出ていらっしゃるけども。

【林座長】

農業関係では種市さんどうぞ。

【神青森県農業協同組合中央会副会長】

私は、今日、代理で参っているものですが、農協中央会の副会長の神でございます。

私は、この問題については、答えは1つであると。これは安全であります。安全でないものは、やはりこの中では有り得ないと。私は答えは1つよりないと思っております。

そういう面では、もしもという時には、やはり全てのものを補えるだけのものをやっけていかないと、そのくらいの責任を持ってやっけていかないと、安全というものは私は確認出来ないものと思っております。

例えば、第一次産業、青森県の第一次産業は、風評被害にあったということは、全て何キロですむとか、例えば、六ヶ所だけですむという問題ではないと思えます。青森県全体が被害を被るわけですから。そういう面では、やはり安全が基本ですから、ここに力点をおいたとすると、そういうものは全て責任を負いますよ、というくらいの私は強い責任を持って事業者は臨んで欲しい。そうでないと、我々は安心して取り組めないですよ。我々も食については安心・安全を問われて、それぞれ自分の作ったものに自信と責任を持って全国に出荷しているわけですから。そういう面では、私は、事業者も国もその安全と責任というものをしっかり踏まえた上で事を進めていただきたいと思えます。

【林座長】

漁業関係者のお話もお伺いしたいと思います。

【西崎青森県漁業協同組合連合会副会長】

私も、今、神さんと同じように、うちの方の植村会長さんがこの委員になっておりまして、私、初めてこの会議に代理として今日出席させてもらっております。以前も話につきましては、これまでの話し合いの経緯も全く分かりませんので、余り口だしはしなかったわけです。今、風評被害等について、まさしく風評被害の一番影響のあるのは、一次産業であります。今、神さんも言いましたように、農業・漁業であります。もちろんまた、漁業は、先ほど質問もありましたが、キロ数だけで、これは判別できるものではないのです。海は、やはり世界1つになっておりますので。かと言って、果してその放射能がもし海に流れて、どこまで影響するのか。これまた大変難しいことだと思うのです。

私ども、常に植村会長も言っておりますように、万が一あってはならないことだけれども、万が一そういった原子力施設によって海が汚染された。そして魚介類を全く買う人が無くなった、売れない。当然、そういった時には、そういう補償の対象になるものであると、常に

組合長会議においても言っております。

もちろん、私もそのようにしてくれるものと信じております。

特に最近、食の安心・安全が非常に問われてきております。消費者が非常に厳しい目で見えております。従って、私ども、この魚介類については、安全であり、安心して消費者が食べられる食品を消費者に供給しなければならないということで、一生懸命努力をしているわけです。

今のところ、全くと言えればちょっと何ですが、この六ヶ所にこういった原子力施設が設置されて、六ヶ所あるいは青森県の魚がちょっと安全に欠けているということで、安くなっているということはないわけでありませぬ。

是非、事故のないように、しっかりとした原子力対策を進めて欲しいなと思っております。もう少し良いですか。

先ほどの会議の中でちょっと感じておりましたし、私も先ほど言いましたように代理で来ておりますので、余り口だしもできないのかなということで、皆様のご意見を聞いていたわけですが。やはり、コストの削減については、当然、それぞれ原子力政策につきましても、あるいはまた、他の産業、漁業であっても、あるいは加工業であっても、どうしたらコストを下げ、採算のとれるようにしなければならないかというのが、これは当然どこのこの世の中では、当然付き物でありますよね。

従って、私も新聞を見た時は、やはりこういうことも以前から研究開発しているんだな。半減とは言わないけども、かなり安くなるんだなというふうに思っておりました。

しかし、1つ、その以前に1つ嘘を、本当のことを言わないために、ついついああいう形になってしまったのではないかと。私は研究開発する、コストを下げたということ、大喜びだと思っております。

ですから、やはりそういったことを最初からきちんと報告しておったならば、こういう問題にならなかったのではないかと、むしろ残念に思っております。以上であります。

【林座長】

何か県の方から、どうぞ。

【関商工労働部長】

1つだけ確認の意味で、防災の範囲と風評被害というのは、特別リンクしておりませんで、風評被害に関しては、どこどこまでという最初から距離を決めているものでは決してありません。被害があれば、これは是非、認定委員会の方に申請しなければと思います。

【林座長】

田中さん、どうぞ。

【田中(久)委員】

話の流れに沿っていないかもしれませんが。

いつもお話したいと思いながら、話ができないままに終わって、前回の会議の時にも感じたのですが、評価すべき会議だったと私は前回思っております。前々回の時に申し上げたことを直ぐに形に表して、安全協定、あるいは情報を皆様に公開して、あるいは社長さん自らが、社員の方々と直にお話をして、そういう機会を設けたという、そういう素早い対応は私は大変評価しております。

また、この度の安全トラブルなどに対することだって、沢山の項目というか、できておりますが、ただ1つ申し上げたいのは、書面だけのことでなくて、実際に何百件も事例、想定されるトラブルがあるということは、実際に働いている方々が、それを一つひとつ読みながら、チェックしながら、こんなこともあるんだ、こんなこともあるんだという、ただ書面を作る方だけでなく、現場で働く方々が、実際に認識して働くのと、そうではない場合は、全然違うと思いますので、あるいは想定、実際に事故が起きた時は、どの様にするかということも訓練を実際沢山なさっていただければと思います。

色々な森とか林とか海とか、色々なものに対する影響とか、そういうこともあるかと思いますが、青森県でこういう、他ではやっていないことをやっているわけですから、他でもやっていますけれども、素晴らしい事例として、模範的に進めていくという、色々なことを私ども、チェックしたり意見を申し上げたり、厳しいことを言うこともある。それも義務であり、権利であるかと思いますが、これを推し進めて、立派なものを造り上げて成功に導くという、応援することも私達県民の権利というか義務というか、バックアップ、上手いこと、ちゃんとスムーズにやっっていこうという、暖かい目といいますか、そういうものも必要ではないかと。

今は本当にエネルギーが必要とされて、足りなくなっておりますし、これが現実どういうことになるか、コストが、リサイクル、再処理することによって、コストが上がるということで、じゃ止めますかということになるんでしょうか。今までやってきたことにかけた費用とかを考えたならば、やはりちゃんと、きちんと何事もなく素晴らしいエネルギーが生まれしていく。これがこの青森で生まれていくということを私は本当に願っております。

いつもこの会議で活性酸素が出て、凄く消化不良で帰るのですが、よりよい会を進めていくためにも、時間を余りとらない、何と言いますか、こうすれば良かったんじゃないか、こうだったんじゃないかと思うような、予め分かるようなサジェスションというのは、ちょっと申し上げておけば、随分時間の削減に繋がるような気がするのですが、そういう予めこうした方がよいよということは、各委員の中で申し上げておくという方式も取られたらいいのかなと思います。すいません、ありがとうございます。

【林座長】

ありがとうございました。

進行につきまして、座長が言うべきことを田中委員が言っていたかきまして、ありがとうございました。

実は、この時間をもう少しとっていただいてもよろしいんでしょうけれども、一応、先ほどの委員の方々の意見もございまして、色々もう少し詰めたい意見交換が必要だということ

もありまして、今日はこの辺にいたしまして、次回、知事さん、もう1回開催していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

知事さんから約束いただきましたので、田中委員のおっしゃったとおり、やはりお互いに忙しい方が集まっているわけですので、課題につきましても、やはり事前に質問事項があるとか、必要であるという場合には、是非一つ、事前に提出していただいて、この会議でそれをお互いに公表しながらということで、時間の短縮も図りながら、色々討議して参りたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

何か。

【笹田委員】

要望です。次回までの要望ということで、一つ、弁解するわけではありませんが、今回の開催の通知の文書の中に、欠席の方は意見等を。だから、出席の方は当日というふうに私は判断をしたのであって、そういうふうなことが一つあったということです。

それから、次回、先ほど言いましたように、国の方に情報公開の方をくれぐれもお願いをしたいということ。

それから、事業者の方に、化学試験の関係の報告書についても提出をしていただきたいと。

それから、併せてINESによる評価で、先行施設で発生したトラブルについて、ある程度、これには一枚紙で簡単に書いてあるだけですので、ご紹介をしていただければと思います。

【林座長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【日本原燃(株)青柳再処理工場技術部長】

すいません。

私、一つ、明らかに私の勘違いで間違ったことを申し上げたので、お詫びと訂正をさせていただきます。

先ほど、笹田委員からご質問がございました通水作動試験での不具合の数を2,000件と申しましたが、約1,200件の間違いでございました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。以上でございます。

【林座長】

ということで、あとは事務局の方にお任せいたします。

4 閉会

【司会(三上原子力施設安全検証室長)】

それでは、本日の第6回の懇話会をこれで終了させていただきたいと思いますが、最後に

三村知事より閉会の挨拶をお願いします。

【三村知事】

林座長をはじめといたしまして、委員の皆様方におかれまして、長時間にわたっての活発な忌憚のないご意見を交換いただき、誠にありがとうございました。

ご案内のとおり、本日の懇話会では少し足りないという思いがございます。予定時間を1時間半ばかり延長させていただいたわけですが、また、日程を改めまして、それぞれのご意見を賜りたいと思います。

また、田中久美子委員からのご提案等もございました。私どもとして、きちんとそういった点を事務局の方に対応させたいと思っております。

そういうわけで、本日は誠にありがとうございました。

お一人お一人挨拶をすべきところですが、次の日程がきておりますので、私としてはこのまま失礼をさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。